

03/08/28 社会保障審議会児童部会社会的養護のあり方に関する専門委員会第4回議事録

平成15年8月28日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【時間】 平成15年8月28日(木) 14:00~17:06

【場所】 厚生労働省 第7共用会議室(5階)

【出席者】 松原委員長 庄司委員長代理 安達委員 奥山委員 加賀美委員 兜森委員 高橋委員 武田委員
徳地委員 中田委員 西澤委員 野田委員 四方委員
事務局 渡辺審議官 唐沢課長 中村課長 古川室長

- 【次第】
1. 開会
 2. 議題
 - (1) 意見交換
 - (2) その他
 3. その他

事務局

第4回社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の会合は、才村委員、坂本委員がご欠席という連絡を受けております。

それでは、議事に入りたいと思います。松原委員長、よろしく願いいたします。

松原委員長

それでは、きょういろいろ配付されております資料の確認をして、その説明を事務局の方からお願いしたいと思います。

事務局

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第です。資料1『主な検討課題』、資料2『社会的養護のあり方に関する専門委員会 検討課題及び各委員発言状況』、資料3『現在の要保護児童に対するケア機関』、資料4『これからの社会的養護システム案』、参考資料1『平成16年度厚生労働省予算概算要求の主要事項』、参考資料2といたしまして『平成16年度 雇用均等・児童家庭局予算概算要求の概要』でございます。お手元に以上の資料がございません場合は、お知らせいただきたいと思います。事務局よりお渡しいたします。

事務局

それでは、引き続きまして、資料の説明をさせていただきます。

資料1は、検討課題ということで、資料2でございますが、「社会的養護のあり方に関する専門委員会 検討課題及び各委員発言状況」ということでございまして、第3回目の委員の方々の発言状況について追加させていただいております。追加項目につきましては、それぞれの白丸の下に黒ボチの点で意見が書かれておりますけれども、黒ボチが2つついているのが、第3回のときにご議論いただいた委員の方の意見をまとめてそこに追加したということでございます。各項目に

ついて見ていただければと思っております。

それから、資料3でございますが、現在の要保護児童に対する主なケア機関ということでございますけれども、これは前回、奥山委員の方から縦軸に年齢、横軸に問題性というようなものを設けて、それに該当することを位置づけといったようなものをつくったらどうかというようなご発言がございまして、そのご意見に答えているかどうかわかりませんが、事務局でつくってみました。

横軸に、児童の年齢ということで、乳児、幼児、少年7~13歳、少年14歳以上ということで、これは刑事責任年齢ということで、少年を2つに分けておまして、それから20歳以上の青年ということでございます。

それから、児童(ニーズ)ということで、適切な養育、心理的ケア、その下が適切な養育、心理治療、行動に関する治療、一番下の段が適切な養育、心理治療、行動に関する治療、要医療(精神科)となっておりますけれども、下にいくに従って、より専門的な治療ニーズがあるということでございます。

ただ、ここに線で区切っておりますが、この線のとおり区別されるものではありませんけれども、一応、こういう形で区切らせていただいて、施設が中心になって担ってくださっている領域に、その該当する施設名を書き込んであるということでございまして、実態的にはその線を越えた対象の領域にまでケアをしているような場合も多かろうと思っておりますけれども、一応、中心的に担ってくださっている領域に、該当する施設名を書き込んであるということでございます。

続きまして、資料4の『これからの社会養護システム案』について簡単に説明いたします。この資料は、今般、制度見直しの検討をするに当たっても、その延長上に位置する、将来的に目指すべき姿を明確にしておくことが必要ではないかとの考えに立ちまして、松原委員長とご相談しながら、事務局において議論の参考として策定したものでございます。

まず、参考1でございますが、これは主に第1回専門委員会の配付資料の全国児童養護施設協議会の「子どもを未来とするために」とか全国乳児福祉協議会の

「21世紀の乳児院のあり方を考える特別委員会 最終報告」、全国里親会、「里親制度の拡充整備に関する研究会報告書」などを参考に作成いたしました。里親につきましては、グループホーム、自立支援里親の創設などの里親機能の拡充、相談研修の充実などによる里親支援の強化、福祉専門職としての里親としての位置づけなどが述べられておりまして、そのような内容を参考に多機能化、支援強化などを盛り込みました。

児童福祉施設ですが、乳児院や児童養護施設など、各施設が本体施設をセンター、基幹として位置づけ、その支援や補完を受けながら、家庭的なケアをする小規模ホームを地域に設置し、子どもの養育やケアを行うというものでございます。本体施設につきましては、心理療法担当職員などの専門職員を配置いたしまして、小規模ホームの援助機能のみならず、地域支援機能、一時保護機能、心理治療的な援助、家庭調整などを行う専門的支援機能、アセスメント機能などを用いまして、困難ケースのケア、保護者の援助、通所を含めた在宅支援などを行うものでございます。

なお、里親と施設の関係でございますけれども、施設が里親支援をするとともに、里親と施設とのパートナーシップのもとに協働して子どもの自立支援を行うというような関係を構築していくものでございます。

里親、施設からの措置解除後は、必要に応じて自立援助ホームも活用し、子どもの自立を支援していくというシステムによって、子どもの自立支援を図っていくというのがこれからの社会養護システム案（参考1）でございます。

次に、参考2でございますが、この案につきましては、参考1の児童福祉施設の部分についてのみ、平成9年の児童福祉法改正時における関係団体などの意見を参考に作成した案と差し替えたものでございます。

児童福祉施設については、家庭的代替機能を中心とする養護系施設と心理治療や行動に関する治療などのトリートメント系施設に分化し、該当する施設を集約するという案でございます。里親などにつきましては、参考1と同じような内容になっているわけでございます。

最初に申し上げましたとおり、これはあくまでもご議論をしていただくために事務局が委員長とご相談の上、作成したものですので、この2案のいずれかでとりまとめをいただくといった性格なものではございません。あくまでも一つの参考ということでご理解いただければと考えております。

なお、どのような資料を参考にしたかにつきましては、次のページを見ていただきますと、主なものについて書いてございます。また、参考資料の中の一部を抜粋したものをその後に取り上げてありますので、参考にいただければと考えております。

事務局

続きまして、予算の関係の資料でございます。参考資料1でございますが、これは厚生労働省の平成16年度の全体の要求の主要事項でございます。

1ページ目をごらんいただきたいと思います。

これは総括表でございますが、一般会計で15年度19兆3,787億円が、16年度要望で20兆2,154億円ということで、8,367億円ほど増額要求でございます。内訳として、公共投資、これは水道とか施設整備、それから義務的経費、これは人件費とか生活保護措置費関係でございます。それ以外の裁量的経費ということで載せております。

我が児童家庭局分の予算でございますが、参考資料2を見ていただきたいと思っております。「次世代支援育成対策の推進と多様な働き方を可能とする労働環境の整備」ということで、その下の方になお書きがございまして、平成15年度税制改正に関連した少子化対策の施策をする経費2,500億円の枠内については、児童手当の対象年齢の見直しのほか、地域における子育て支援事業、児童虐待防止対策等々、事項要求ということでしております。

この15年度の税制改正というのは、配偶者特別控除の廃止ということで、枠がこちらに振り分けられるということでございます。

2,500億円の内訳でございますが、14ページを見ていただきたいのですが、まず児童手当の充実ということで、年齢の見直しを行います。その他の少子化対策ということで、地域における子育て支援事業の充実ということで、(1)から(6)まででございます。(2)で児童虐待防止対策の充実ということで、施設の小規模化の推進。これは地域小規模養護施設の拡充及び児童養護施設のユニット化の推進ということで、事項を要求しております。

次に(2)でケア担当職員の質的・量的充実ということで、家庭支援専門相談員の配置、個別対応職員の配置の拡充ということで、ファミリーソーシャルワーカーや虐待児の個別対応職員の配置の拡充を図る。

それから、3番目といたしまして、里親支援の拡充ということで、里親への生活援助や里親相互間の援助を行いたい。それから、4番目で、年長児童に対する支援ということで、自立援助ホームの拡充を行う。あと、不妊治療とか小児慢性疾患対策の確立ということで、(2)で虐待防止対策の充実ということで、これは全体に予算編成過程、これから12月までの間に決まるということで、実際の予算額とかはこれから決めていくことということになります。簡単でございますが、資料の説明は以上でございます。委員長、よろしく願います。

松原委員長

ありがとうございました。

資料の4などをつくっております。なかなか難しいなと思って、本当にご議論の参考程度にということで押さえさせていただきたいのですが、多分、このことに関してもいろいろおっしゃりたいこともおありになると思いますし、前回、こういうシステム全体の見直しを議論すべきではないかというご意見もあったので、きょうはそのことをしようと思うのですが、ただ3回までの流れがございまして、この資料1にあります主な検討課題、前々回に1のところを議論しまして、前回、2から5、おおよそのところは議論ができ

たと思いますが、まだ6、7と少し議論が残っていると思います。

最初に、ここの主な検討課題の6、7等について議論をいたしまして、その後、この目指すべき社会的養護の構想ということで、ご議論をいただきたいと思っておりますので、論議の進め方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

そういうことで、最初はこの資料1の主な検討課題の6「子どもの権利擁護の強化」「施設入退所等に関するアセスメントの作成」「支援プログラムのあり方」「サービス評価の実施」「社会養護関係者に対する養成、研修の拡充等」というのが小項目で挙がっておりますので、ここから皆様方のご意見をいただきたいと思っております。

特に名指しはいたしませんので、どうぞご自由にご発言いただけたらと思います。

安達委員

何せ赤ちゃんなものですから、少しずつ、小股で歩いていると大股でおいいていかれそうになるので、少し話させていただきたいのですが、お手元にメモを、勝手なことを書いているのですけれども、ごらんいただければ、私が何を申し上げたいかということがわかるかと思っております。

アセスメントのところでの重要性は共通した意見であると思っておりますが、このアセスメントができる職員といたしまして、それがきちんとできることがもっともとやらないと、例えば乳児院でいきますと家庭支援専門相談員などがまだまだ100%というところまでいっておりません。

そういうことで、その辺に力を入れていただかなければならないのかなというように思っています。

メモの中で、本当は触れてしゃべろうと思っておりましたので、ここに書いてあることと違ったことを口頭ではしゃべろうと思っておりましたのですけれども、メモの中で読んでいただいて、非常にガツンとこられる先生がいらっしゃったらあれなんです、ただ、私、2回目だったでしょうか、兜森先生が「トントントン」というお話をされました。非常にそれには感銘して、つい手を挙げて、食育とか乳児学級の参加というようなことを申し上げたのですけれども、あれはやはり点ということで、つまり行事とか行事食とは違う中身ではなからうかなというぐあいに自分では思っています。

家庭ではできるけれども、乳児院ではできないというような、そしてそれにお金をかけて実際やっている。しかも高い措置費をいただきながらやっている。もう少しのところだということなんだと思います。

これ、やはり赤ちゃんを育てるといいますか、この辺のところはぜひやらなければならない、それが我々の使命だと思っておりますので、この辺を強く申し上げておきたいので、それだけちょっとお話しいたします。

松原委員長

ありがとうございます。メモについては、また後半のところまでぜひご発言をいただきたいと思っておりますが、今、安達委員の方は、特にアセスメントのところにか

かわって、それを担う職員の強化というのが必要ではないかということで、このことについてはアセスメントともかかわりますし、職員に対する養成研修にかかわるご発言だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。加賀美委員、お願いします。

加賀美委員

社会的養護の質の向上というところで、まず子どもの権利擁護の強化というお話で、少しお話しさせていただきます。

これについては、近未来像Ⅱのところでも、議論をしてきたところでございますけれども、未成年後見制度をどう社会的に公的責任で立ち上げていくかというのは重要な課題ではないかというふうに思うわけでございます。それは、新しいシステムとして構築しなければならない部分が多分にあるのかなというのは、これは社会的養護の編成との絡みのところで、その全体を担保していく仕組みとしての未成年後見制度というにらみと、もう一つはたびたび児童養護関係でも課題になっております施設内の子どもへの権利侵害が発生してしまうというような場面、あるいは全体、里親の問題あるいは小規模化の施設をつくっていけばいくほど、より専門性の高い職員の質・量の問題が重要になるという話を申し上げましたけれども、そこでもやはり子どもの権利というようなことが、逆に閉鎖的になる仕組みの中で起こってしまう危険性、そういったことも含めて、未成年後見を視野に入れた権利擁護のサービスシステムを社会的にどう構築していくかというのは、これから大変重要な流れだろうというふうに思います。

松原委員長

ありがとうございます。大変大切なご意見だと思います。

ほかにいかがでしょうか。庄司委員、お願いします。

庄司委員長代理

今の加賀美委員のお話にかかわることですけれども、権利擁護の仕組みとしては、児童福祉施設に入所する子どもはまだ入所時点で子どもの権利ノート等を配付したり、説明したりということが行われていますけれども、里親に委託されている子どもは、先ほどお話がありましたように、かなりクローズドな環境になりやすい。そこで、子どもの不満、苦情等を含めて聞く仕組みというのが今のところほとんど考えられていないわけで、これも家庭的な環境で、あたかも親子のように生活する中でということ踏まえて、どういう形で子どもの意見を聞くようにしたらいいのかということは考えなければいけないですけれども、そこが今ちょっと抜けているかなというふうに思います。

松原委員長

ありがとうございます。西澤委員、お願いします。

西澤委員

前回、休ませていただいたので、もしかしたらトンチンカンなことを言うかもしれませんが、それはご容赦ください。

社会的養護の質の向上という6番目の項目のところで、どうしても、私自身、力を入れていただきたいというふうに思っているのは、施設内の職員からの暴力に対する対応というんですか、施設内の虐待問題です。この「施設内虐待」という言葉を仮に使いますが、非常に業界では反発があるかもしれませんが、とりあえず使えますけれども、2つの側面があると思うんです。一つは予防だと思うんです。

多くの場合、施設内虐待の事件を見ていると、倫理の問題というよりも、むしろケア技術の未熟というか、子どもたちの問題にケアする側の技術がついていかないがために、最終的にぶん殴ってしまうみたいな構造が見え隠れしていますので、そういった予防の側面としてケアワーカーの技術の向上をどう考えるか。つまり、ケアワーカーの専門性のスキルアップと申しますが、そういった部分が非常に大きいだろうと思っています。

でも、残念ながら、今の施設の状況を見ると、あれだけ難しい問題を抱えた子どもたちに対して十分なケアができずに、その結果、暴力をふるってしまうというのは、これは当然起こってくるだろうというふうに思うのです。

その場合の対応が、今、私はたまたま「日本子どもの虐待防止研究会」という学術団体の事務局長をさせていただいている関係上、割と全国の施設内虐待の事例というのが入ってきました、それに対してどういうふうに周囲が動いているかという情報も割と細かく入ってきます。

地方によってバラバラです。例えば、かなり第三者委員会的なものをつくって、それが調査あるいは再建への方向性を出すというようなことをやっているところもあれば、一方では県が調査に入りました、しかも児童福祉課長が行きました、課長さんは一般職で、児童相談所は全然関与しませんというような県もありません。

そうしますと、その調査の内容であるとか、その後の再建へ向けた方向性の出し方というのは本当にバラバラです。そういう意味で何らかのガイドラインをつくらなければいけないのではないかと。あつてはならないけれども、起こった場合にはこういうふうにやりますというような、「システム」とここでは書かれていませんけれども、ある程度細かなガイドラインが必要ではないかと思うんです。

例えば、調査委員会は第三者機関にすべきであるとか、そういったようなものをつくって、しかも単に調査だけではまずいので、調査から再建へという連続性、どういふ点を改善して行って、建て直しのためにこういう力を投入するんだみたいなことをやっておかないと、施設ケアというのが全体に問題になってくるだろうというふうに思いますので、その点は強調させていただきたいと思いました。どうもありがとうございます。

松原委員長

ありがとうございます。施設職員の養成という部分では、大学も児童指導員を育てている我々の責任でもあるのですが、ちょっとお互いに耳が痛いのですが。

その先、研修ということでスキルアップというお話をさせていただきましたが、施設の委員の方も何人がご出席なのですが、現状、スキルアップの課題というか、あるいは将来的な方向性とか、そういったことについて何かご意見がございしますか。

高橋委員

今、行政側のお話が出たんですけども、現在、社会福祉系の大学がほとんど社会福祉士の養成ということが非常に大きな内容になってきて、実際には養護施設と児童福祉施設に従事する職員のスキルにかかわるような講座が非常に少ないと思います。

これは保育士の課程であれば、例えば養護原理だとか、それにかかわるものもありますけれども、これもほとんどが幼児対策ですね。だから、思春期対応等にかかわるような講座はほとんどないのではないかと。前任の大学ではありましたが、これも単位数に限りがあるので、どうしても希望したものは中に全部入れ込めなかった。

そういう意味では、現任訓練的なものの特別枠をそろそろつくらなければならないのではないかと思います。そういうふうなことは、当然、施設に入ってから、従事してからも機会はあるわけですけども、従事してからは間に合わないことが多いので、4年大学を終えて、あとの1年とか2年くらいの特別講座でも設けるとか、それをしないと今の入所型の施設、それから里親支援等にかかわる、そういうスタッフの質というものはアップしていくというよりも、専門職として迎え入れるということが難しいのではないかと。そういうふうには思います。

それから、子どもの権利擁護の強化という中では、最近、東京では、施設のサーチ指導のときに子どもたちを集めて、子どもから意見を検査官が聞くようなことを結構時間をかけてやるのですね。それから、職員に対してもやりますから、これは経営に対してチェックをするということにもなるかもしれませんが、そういうことを強化することは、一方では一つ方法だと思いますし、また子どもが権利ノートを持っていて、直接、権利委員会の方へ電話ができるようにするとかいうふうな仕組みなどもとらえるようになっていきましたから、これをもっと充実させていくということでは、新たにもの考えるよりも、既にあるもの、既存のものを充実させていくことで一つは方法が見えていくのではないかと。そういうふうに思います。

野田委員

子どもの権利擁護というところで考えたときに、施設、もちろん年齢やいろいろなことによって違いますけれども、どのレベルの権利をイメージする、あるいは権利侵害というか、権利擁護をイメージするかでちょっと違うかなと思いつつ聞かせていただいていたのですが、全体的には、一つは子どもの権利ノ

ートというものの作成に私も幾つかの県でかわらせていただいたのですが、あれは現状、残念ながらストレートに子どもたちの権利擁護を確保するというよりは、一番大きかったのは、その作成に参画していただいた方が、あの作業を通じて、子どもの権利というものに改めて出会い直してもらおうというか、そういう要素は大きかったなと思うんですが、実際にはそれにかかわってくださった方が数年後には退職してしまっているというような状況があって、つくり運動のときには結構元気になるのですが、その後、それがどう動いているかということ、もうちょっとほかの仕掛けが要るなというふうにいるいろいろ考えております。

いずれにしても、つくることには非常に意味があるし、それを広げることに今も高橋委員もおっしゃっていただいたように、非常に意味があると思っておりますが、まだまだ全国に広まっているわけではなくて、実際にはできていないところがあるところではこれはやや象徴的な意味が強いかもしれませんが、広める方向でぜひお願いしたいと思いますし、それはつくればよいということよりは、つくり、それを維持し続けるプロセスに非常に意味があるというふうに思っていますので、その点をということが1点。

それから、やはり施設内で、今、東京の例もありましたが、滋賀県の場合には措置型の施設、児童福祉施設に措置されている子どもたちの権利擁護を審査するための県の委員会ができておまして、児童福祉審議会の措置部会とは重なるわけではありません、全く別の形で、各施設を回って、特に弁護士さん等の発案で、一泊ずつ施設に泊まらないと昼間だけいってもわからんというようなことで、そこに泊まって、子どもたちの意見も聞き、理事側の意見も聞き、職員の意見も聞くというようなことをやっています。

そのせいか、間もなく県の正式な文書として、今週中くらいに滋賀県の場合はまとめるてはずになっているのですが、そこでも思いますのは、やはり子どもの声というのは、周囲の方々が一生懸命聞いているつもりだと思うんです。しかし、子どもたちは場面によってというか、特に最近の子どもはAという場面とBという場面が違う顔を出すというか、むしろそのことが特徴の一つにもなっているわけですから、そのことについての、それをオンブズパーソンというかどうか別としても、そういったような第三者機動的な、そして、これは社会福祉法でいうところの施設の第三者機関とは違う、もうちょっと外からきちんと入ってきて、そしてその権限をきちんと行使できるような機関が必要だなというふうに感じています。

もう一点、付け足しなんですけれども、私もその担当として施設に入ったのですが、やはり施設で日常子どもたちに語ることを教えているかどうか。大上段に言えば、子どもの権利条約の意見表明権的なものを積極的に子どもたちに語ることとか、表明することは大事なんだという姿勢で手当をいただいているか、あるいはそうではないかというあたりが権利擁護の仕掛けとしては非常に大きな違いがあるなというのを、子どもたちと会って実感しているところです。

そういう意味では、単に何かがあったときに手当を

するというような仕掛け以外に、日常的に権利ノートの実施状況にも重なりますが、常にどういうふうに働きかけているかということを見つめていく。そして、そこに単に一人ひとりの職員のレベルアップだけではなくて、その施設全体で行われているケアの水準をきちんと評価できるような、そういったような視点での擁護システムが必要かなと。

雑駁ですけれども、以上です。

松原委員長

ありがとうございました。それでは、中田委員、お願いします。

中田委員

施設の当事者の話が出たので一言言わないといけなと思うのですが、施設で問題が起きるときは、僕はこの会で1度か2度お話ししたかもしれませんが、やはり基盤整備という点で、さまざまな条件が整っていないと思うんです。

施設の実情は今は、職員の個人の情熱で、何とか毎日を過ごしているところですが、事故があれば、起きたことを弁明したり、いいというわけにはいかないわけですから、そのためにはもう少し基盤整備に意を注いでいただく必要があります。

それよりも、きょう、冒頭から出た話で、今までの児童養護施設中心にした措置児童だけのことではなくて、社会全体に対して要保護児童の問題を考えようというのであれば、今、個別に起きている問題を見ても、適正化委員会

で勤告しても動かないという法人の事例もあるようですから、もっと公の機関で、はっきりした、明確な子どもの養育にかかわる機構なり、権利を持った機関をつくらないと、それでときどきそれを有機的に活用するために一定の、実際動く機関をつくらないことには、今の対象と子どもの数より、幅広くもっと広い領域を考えようとしているわけですから、例えば権利擁護にかかわる部分でいえば、親権とか子どもの権利の競合の問題はずっと施設は抱えてきているわけですから、それを明確な形に、民法が変わらない限り、今進まないわけですから、一歩でもそれに対抗できるように部分の委員会的なものを行政からある程度独立したような形ででもついたら、それは解消できないのではないかとこのように私は感じます。

そういうことをすれば、今、野田さんがおっしゃられたようなことについても、そういう機関がかかわれる要素がいっぱいあるのではないかと思いますので、既存のものの枠を広げる、大きく外に役割を果たそうというのであれば、そういう機構も考えるべきではないかというふうに思います。

松原委員長

一般的には、実は児童福祉領域だけに限らず、運営適正化委員会のお話もありましたし、それから第三者評価をこれから各施設は受けていくという、そういう流れはあるかと思うので、その辺を視野に入れて、プラスアルファ何か必要なのか、あるいはそういうもの

を充実・強化していけばいいのかというあたりのことも含めて、ご意見を伺いたいと思いますが、兜森委員、どうぞ。

兜森委員

非常に興味深く伺いさせていただいておりました。実はこれは学校教育の連携の部分にも関係してくると思うのですが、権利擁護の強化を考えていったときに、どうしても人権教育が必要になってくるだろうと思うんです。今、いろいろなシステム、例えば運営適正化委員会であるとか、あるいは第三者評価であるとか、一定程度のベースが担保されているという前提のもとでのお話が多いのかなと思いますけれども、もっと素朴な部分では、実際、私も現場の職員でございますけれども、現場サイドに基本的な人権意識がまだまだ徹底していない部分があるのではないだろうかというのが率直な考えでございます。

したがって、この部分が学校教育との連携ということになるわけでございますけれども、一番ベースになる人権教育というものが基礎なんだと。これはケアワーカーたる職員がそのベースの部分を押さえて、日常の仕事に当たっていくということが当然対象者として児童とか、私の場合であると扶養者である母親、母子がいるわけございまして、日常生活の中でお互いの人権を尊重しあおうというような風土、文化が芽生えてくるのだらうというふうに思うわけです。

もう一点付け加えさせていただきたいことは、やはり人権教育の中に、これは今職員に対するという意味で申し上げているのですが、一番ベースになる職員に対する人権教育の中で、全体的な視点を取り入れていただく必要があるだろうというふうに思うわけです。

今、学校教育の中では、例えば男女別の出席番号ではなくて、男女混合の通し番号制度が採用されているとかということも耳にしておりますけれども、やはり社会的に性別をもって分業されているというものがたくさんあるわけでございます。人権ということを考えていった場合には、やはりその部分も切り込んでいただく必要があるというふうに思います。

松原委員長

職員研修というか、職員教育の話が出ました。

徳地委員の国立武蔵野

の方は、職員の養成もされていらっしゃるし、その他さまざまな研修もされていると思いますが、そこにかかわって何かご発言がいただければと思います。

徳地委員

それでは、武蔵野学院で行っております職員の養成、それから研修についてちょっと発言させていただきます。

武蔵野学院には、もちろん感化院時代からも職員養成所はあったのですが、昭和22年に戦後国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所というものがありまして、児童福祉法改正とともに児童自立支援専門員養成所に改正しました。

そこには、コースが2つありまして、1つは養成部

のコース、もう1つは研修部のコースです。養成部では、児童自立支援専門員の養成を行っておりまして、養成期間は1年で定員は25名ということです。入学資格は、年齢が26歳未満、4年制大学卒業ということで、現在まで約800名の卒業生がおりまして、中には弁護士さんもございますし、家裁の調査官、法務教官、もちろんこういうふうな児童福祉施設の現場で働いている者もたくさんいるわけです。

卒業しますと、同時に4つの資格が取得できます。1つは、こういうふうな児童自立支援専門員の資格、それから児童指導員、児童福祉司、社会福祉主事の4つの資格が取得できます。

研修部におかれましては、児童自立支援施設の職員を対象としました現任訓練を行っておりまして、全部で10コースを実施しております。そのうち7コースが児童自立支援施設職員を対象としましたものです。残りの3つのコースは児童相談所の一時保護所指導職員の職員研修、それから児童相談所等の思春期問題担当職員のコース、それから新しく里親担当職員を対象としましたコース、3つのコースを新しく考えてやっております。

近年、児童自立支援施設に入所する児童の特徴として、被虐待児もしくはAD/HDとか、そういうふうな精神医学的な、もしくは心理学的なケアを必要とされる児童がたくさん入ってきております。先般申し上げたのですが、全国児童自立支援施設では約60%が何らかの被虐待児、当武蔵野学院におきましては83%という結果が出ております。

先般、全国の児童自立支援施設で処遇困難な子どもがどの程度入っているかという統計を出しましたら、全体の12%がそういうものに当たっていて、現場の間はそういう児童に対して処遇困難な状況に陥っていると、そういうふうな結果が出ております。

我々児童自立支援施設に入っている児童の中には、家庭的に非常に大きな問題を抱えている生徒がたくさん入っております。具体的には、こういうふうな子どもに対して、世話をするという温かい、家庭的な雰囲気のもとに指導しているのですが、子どもたちよりも高いところに立つとか、教えるとか、命令とか、指示するとか、そういうふうなことは努めて避けまして、一緒に暮らしそのものを共有するというのを基本的にやっているわけです。

こういうふうな処遇困難な子どもに関しては、当武蔵野学院だけではなく、全国的に非常にそういうふうな子どもが多くなっていく。児童養護施設、情短施設

におかれまして、当然、こういうふうな子どもが多数入っておりまして、日夜大変な努力をいただいていることだと思っております。そういうふうなことで、職員の専門性の向上ということが急務となっているところなんです。

そこで、武蔵野学院においては、専門委員会の検討に合わせまして、緊急に児童自立支援専門員養成所検討委員会を設置しまして、厚生労働省の担当官、国立きぬ川学院、外部の有識者の先生方にも検討の委員会に入らせていただきまして、現在、児童福祉施設が抱え

ている課題への対応を含めまして、専門性の向上と人材の育成、充実の観点から、職員の養成、それから職員の研修のあり方について総合的な見直しの検討に着手したところであります。

具体的に、検討課題としましては、時代のニーズに合わせた養成所の機能強化、拡充、組織体制のあり方等等でありまして、入所児童の特徴の変化に十分対応できる人材の育成、研修体系の見直し、そういうものを考えておりまして、本年11月に何らかの形で報告書として出す予定にしております。この専門委員会におかれましては、できましたらそういうような職員、それから研修について議論していただければ幸いです。

現在、具体的な見直しの方向としましては、養成部、研修部、研究部という、3つの大きなことを考えております。養成部におきましては、資格の付与の問題、養成期間の延長、先ほど申しましたとおり、1年間で2年間にしたらどういふような資格取得が可能かというようことですね。それから、また現在、年齢制限、26歳未満ということで、これも公務員試験の年齢制限に合わせまして26歳にしたのですが、以前ですと28歳未満という状況があったのですが、これも同じような形で、各県の公務員試験が年齢幅が広がってきましたので、できるだけそういうふうな社会のニーズに合わせるということを考えております。

それから、現在、我々の施設としまして小舎夫婦制という勤務形態でやっている施設が大分減ってきました。現在58施設のうち23施設が小舎夫婦制という勤務形態で出ているので、ここ5、6年前から急に小舎夫婦制から交替制の施設が多くなってきました。今でも23施設、小舎夫婦制で頑張っておりますので、小舎夫婦制に合わせる職員養成を今後いかなる形であるかということも緊急な課題かと思っております。

研修部におきましては、心理担当職員の研修とかファミリーソーシャルワーカーの研修を考えておりますし、それから研修内容の拡大としまして、精神医学的な対応、事例研修、虐待事例研修、こういうような研修も積極的に導入しようかと思っております。

研究部の新設ですが、当武蔵野学院は国立の施設ということで、ナショナルセンター的な意味合いがあるので、こういうふうな研究情報センター的な機能をいろいろ拡充するということも考えております。

それから、公開セミナー、非行関係の研究、調査、統計、図書資料、情報管理、こういうようなことも総合的に考えまして、11月には何らかの形で報告し、できましたら皆様方のところに配付したいと思っております。以上、簡単ですが、説明させていただきました。

松原委員長

ありがとうございました。職員の養成、研修等のご意見をいただいておりますが、四方委員から手が挙がりました。どうぞ。

四方委員

研修ということなので、少し発言しなければいけないかと思っております。

虹センターができて、まだ本当に日が浅うございまして、立ち上がったばかりということですが、しかし、1年半ほどの中で、どこのニーズが一番高いかといいますと、やはり養護施設からの方で、応募者を少しお断りしているというのが現状でございます。それくらい、現場の方々が自分たちの質を向上しなくてはいけないと思っていられることは明確にわかってきております。

そこで問題は、専門性の向上とはいえますものの、現場を離れて3泊4日、最初は4泊5日でやっていたのでございますが、4泊5日は一挙にはきついということで今年から3泊4日になったのですが、ニーズとして大変手を挙げてくださるのですが、実際には現場を離れるのは困難があります。しかも私どもの虹センターというのは指導者研修でございますので、そういった、中心になって施設を担っていられる職員が離れること自体が大変なやりくりの行為でございますね。

ですから、現場の職員の研修というのは大事であるので、これは必須のことなのですが、その場合に、基盤整備というものがあって、要するに現任訓練というものが常に必要であるという認識のもとに基盤整備が行われないと、職員研修に出ることが繰り返されるだけの職員の配置というものが必要であろうかと思うんです。

先ほど高橋先生が学生ということで、これも最も必要なことだと思いますが、しかしやはり現任訓練というのは大事です。いろいろな試行の中で発見しながら、技術を向上していかなければいけないかと思っておりますので、これは最低基準といえますか、基盤整備とともにこれは行えることであろうかと思っております。

それから、もう一つは、中央研修となりますと、これはどうしても限界がございますので、やはり地方での研修をどのようにこれからやっていけばよいかということも大きな課題だろうと思っております。

もう一つは、先ごろより情短などからも「ぜひやってほしい」と言われているのですが、声が一番あがりやすいのが新任研修です。これが地方でどの程度までやっていけるか。これも虹センターあるいは先ほど来お話がございました武蔵野学院、こちらは児童自立支援施設が主な対象でしょうが、これは限界がございますので、その辺のシステムをどうつくっていくかと思っております。

それから、付け加えて、研修の中で児童養護の方々がおみえになったり、あるいは情短、乳児院もそうですが、いろいろな中で一番感じますのは、アセスメントが一番最初の議論に出ましたが、このつなぎ目のところが非常に貧困なですね。だれがアセスメントをするかということも、これも非常に大事なことです。それと同時に、受ける側あるいはアセスメントを子どもとともに送る側、その両者の協議のところポツと抜けているのを感じております。

ちょっとこれは付け加えますが、いわゆる専門性の向上ということばかりをそれぞれのところでやっていたのではだめで、連携の問題というのが研修の中では取り上げていかなければいけない課題であろうかと思

っております。

松原委員長

ありがとうございます。アセスメントのところに話を戻していただいたこともありますので、奥山委員、お願いします。

奥山委員

今、アセスメントのお話が出たのですけれども、2番目のところに「児童相談所のアセスメントを明確に行うことが必要」とだけ書かれているのですけれども、アセスメントというのは日々のアセスメントといえますか、児童相談所で1回アセスメントをして、児童福祉施設に入所しました、あとはアセスメント抜きですよというわけにはいかないだろうと思います。やはり、入所のときのアセスメントが必要でしょうし、それからしばらくして自分たちがやってきたケアがどれほど良かったのか、あるいは悪かったのかも含めてのアセスメントというのが必要でしょうし、退所のときどうするかというアセスメントが必要で、今まであまりきちんとしていないところです。さらに、家庭復帰してどうだったかという部分も必要です。アセスメントというのは児童相談所でやりました、施設に行きました、終わりという問題ではないと思うんです。

では、それをどういう形でやっていくのかというのが非常に大きな課題だろうと思います。それをどこでどういうふうに、今、先生がおっしゃったように、毎日ケアしている人たちにそれが役立つ形で、しかも子どもに一番役立つ形で、どういう形のアセスメントをし、それがどういうふうにケアに結びついていくか、そここのところが非常に重要なポイントになるのではないかとこのように思いました。

松原委員長

ありがとうございます。まさに、そのことが次の支援計画をどういうふうにつくっていくかということの基礎になる部分がアセスメントだと思いますので、そこにかかわってのご発言でもあったというふうに思います。高橋委員、お願いします。

高橋委員

今の児童相談所のアセスメントの入り口のところなんですけれども、27条1項3号の適用ということで、処遇会議が開かれて決定されていく、あその場面に本来受け手になるものがないわけですね。将来、もし施設へ行くとなれば、養育する側からの意見というのがあそこに入っていないと思うんです。結果でつながりがあるわけですから、評価していく段階で、このケースは例えば児童養護施設で受け入れられるかどうかという評価は必ずしもない中に施設措置を決めておいて、後で電話等で連絡をいれて、どうだろうというつながりになるわけですね。

評価をするとすれば、受け手のその後の養育というものが果たしてどういうイメージでそこに実現していくかという、そうした場面というものをつくっていく必要があると思いますし、対象についても、年齢だ

とか家庭の調整状況によって帰っていくということになりますけれども、そこに対して入れた側の評価ということも十分になされた上でなされていかないと、せっかくの社会的養護の結果というものがそこに評価されないのではないだろうかというふうに思うんです。

ですから、そこでのシステムというものを明らかにすることと同時に、もう一度、メンバーというものに対する検討が必要なのではないだろうかというふうに思います。

松原委員長

ありがとうございました。私もいろいろ研修をお手伝いして思うのは、あとどういうふうに研修の世界が活かされていくのだろうかという、そこがなかなか目に見えてこないの、フィードバックをできるようなシステムがあるといいかなと思いますし、例えば西澤委員のように、ある個別の施設に継続的に関わっていらっしゃると職員の変化なんかもおわかりになるのかもしれませんが、なかなかその辺の部分もできてこないところがあって、研修全体、今まで座学だったものがワークショップ的なものも随分強調されるようになってきてという変化がありますから、ここで細かいことは議論できませんけれども、そういう研修システムのあり方、内容のあり方も考えたらいいかと思えます。

西澤委員

もう一度、研修の話に戻ってしまうのですが、私は東京都の方の中堅現任訓練という研修を、現在はステップアップ研修というふうに変っているのですけれども、養護施設の職員の現任訓練ですが、10年近くやらせていただいております。今、大体、合計で2泊3日と1泊2日というのを5日間をやるんですね。これは比較的まとまることができるのですけれども、例えば別の地方公共団体で呼ばれますと、地元の社会福祉協議会の関係で呼ばれますと、1日だけというところも珍しくないのです。そうすると、都市部ではかなり養成にお金がかかっているけれども、地方に行けば行くほどお金はかかっていないという状況になって、ばらつきがすごく大きいということが一つある。

ただ、全国の調査をしてみますと、養護施設に占める虐待の割合はそんなに変わらないということで、そこで格差が起こってしまうという問題が1点はあると思います。

もう一つは、内容的な部分なんです、2泊3日くらいにして組んでみると、偉い先生というと語弊がありますけれども、あまり現場をご存じのない大学の、私も大学の教員ですが、先生を取っかえ引っかえ、日替わりメニューみたいにに入れて、勉強しましたと。それを先生はさっき座学とおっしゃいましたけれども、というようなものになっていて、実際にここに来ている現場の人たちは、子どもが痲癩、パニックを起こしたらどう対応したらいいんだとか、自傷行為をしているときにはどうすればいいんだ、夜、援助交際に出るときはどうしたらいいんだみたいな、本当にインシデントに対してどう対応するかというノウハウを求めて

いる。その格差もあるんです。

さっき、僕はケア技術と申しましたけれども、そういうようなケア技術をどうやって教えていくかというようなプログラムはとても大事だろうというふうに思っています。だから、そういうものを整備していくという方向でいかないとだめだろう。

ちょっと長く話してしまって恐縮なんですけど、そういったクオリティコントロールの一環として加賀美先生等が中心になって数年前に全養協の方で子どもが癇癪を起こしたらどう対応しましょうかというようなビデオと教則本をつくったというのがあるんですね。あれは僕はかなりいいものだろうと思っていて、ああいうものをもっと細かに、いろいろな局面に応じたそういったものをつくっていくことで全国の研修のクオリティのコントロールができるのではないかとこのように思っています。

松原委員長

ありがとうございました。1時間ほど話をしてくれましたので、7番目の方で、その他のところに1つだけ丸が入ってまして、「学校教育との連携」ということが入っていますが、その他のところであげておくべき項目があればあげていただきたいのですが、いかがでしょうか。

高橋委員

サービス評価のところではやはり議論しておかなければならないのは、今、評価業者が相当登録されておりますけれども、残念ながら児童養護施設で評価を受けようとする施設の数には本当に稀な状態です。これは、予算の問題があります。1回受けるのに60万以上のお金がかかるわけですから、そのお金を捻出することも大変なことなわけですけれども、それと同時に評価者が果たして養護施設のことをよく知っているのかどうかという、そういう不安を相当持っているんですね。

この中にも評価員の先生方がいらっしゃいますけれども、そういう先生が率先して養護施設のことについて、評価委員の研修などをされる必要があると思うんです。そうしないと、出た結果がインターネットでまた公表されていくということは、その施設を必ずしも適正に評価したことにならないのではないかと。要するに、受けた側が不満があるということは適切ではないということになると思うので、そんなふうなことも受け方も研修する必要がありますし、それから評価する側の方の研修も必要であろうと。

せっかくこういう制度ができて、社会福祉法で義務づけていくわけですから、これは里親に対してもこれからやっていくということですので、公費が入っているところは当然社会に対して知らせていく必要があるということからすれば、適正にこういう制度が運営されるように考える必要があるのではないかと思います。

奥山委員

質の向上ということで、最後に一つだけ。

どうもこれまでの議論の中で悪いものをなくそうと

いうことが中心なのですが、50年間、ほとんど変わってこなかったという問題をもう一度考え直さなければいけないだろうと思うのです。イノベーションが起きてこないようなシステムだったということがあるのではないかと思うんです。非常にシステムが固くて、「うちではこうやってみよう」と思っても、そこにお金が見つからないというシステム。それがあれば悪い方になってしまうのは目に見えています。自分たちはこれだけ努力してこうやりましたということに対して、評価がなされて、そこにお金がつくようなシステムをつくっておかない限り、今、一番いいだろうと思うのをつくっても、また次の50年間何も変わらずにいつてしまうということになりかねない問題です。社会が休息に変化していつている中で、どういうふうにイノベーションを促進していくのか、その手当をどうするのかというシステムをきちんと考えておかないと、社会的養護の質の向上につながらないのではないだろうかとこのように思います。

松原委員長

ありがとうございました。恐らく後半部分のところにもかかわるお話だと思います。ただ、まさに質の向上にかかわる問題、質の向上に、そういう努力に見合う何かシステムということが必要だというご発言だと思うので、これはまた後で議論を提起させていただきたいと思います。

では、6、7あわせてほかにご発言がありますか。

西澤委員

休暇をとった後なのでちょっと元気になってしましまして、いっぱいしゃべって申しわけないのですが、2つありまして、1つはここにアフターケアということが出ているのですが、僕はあまりアフターケアという言葉は好きではなくて、別に言葉に対する好みの問題ではないのですが、実際、施設で18歳として、そこからおうちに帰らずに社会的自立をしていくというのは非常に困難です。実際、援助なしにやれる子どもというのはほとんどいない。しかし、それは施設のアフターケアとしてできるかということ、もっとソーシャルワーク的な仕事が出てくるわけです。

施設というのは、ケアワークということでは専門性が求められているというか、ある程度担保されているかもしれませんが、どうしてもソーシャルワークという観点はまだ抜けている。もちろん、ファミリーソーシャルワーカー等の配置ということは文言に入っていますので、その部分でカバーするのだと言われればそれでいいのかもしれませんが、今のところ、例えば私などが子どもを見ていて、子どもが18、19、20で出ていったときに、あとどこに頼もうかというのと、例えば保健所に頼んで、精神保健相談員に頼んでいるとか、あるいは知的障害、例えばボーダー級の知能であれば、知的障害の地域生活をサポートするNPOに頼むとか、他資源を利用しているんですね。

例えば、保健所のPSWにとっても、施設で生活してきた子どものことってよくわからない部分があって、結果的にこぼれ落ちてしまうということが起こってし

まうので、できれば何らかの形でそういう施設から出て、その後の数年間、ソーシャルワーカーがサポートできるような、NPOでも何でもいいのですが、そういう機関があればとても助かるなというふうに今実際に現場でやっていて思っています。

それはアフターケアというふうに考えるよりは、その後のソーシャルワーク的なサポートをどう保証するかということなのかというふうに思います。

それから、その他のところで「学校との連携」というふうに言われていまして、これはどういう意味で書かれているのかよくわかっていないのですけれども、多分、双方向性だと思っているのですね。一つは、やはり施設の中に学校教育、実際に学校に行けない子どもがたくさんいるわけで、そういう子どもに対しての学校教育という部分の保障は今のところないわけです。そういう子どもに対して、例えば施設のケアワーカーが一生懸命学習指導をするということで実際にケアワークしている時間よりも学習時間の方が長いかもしれないという矛盾が起こっている。その部分をどういうふうに保障していくか。例えば情短だったら院内学級が認められているんだけれども、養護の場合だったらそれはどうなのかみたいな検討、僕はその辺、制度的なことは知らないのですが、そういうこともあっていいのかもしれないと思ったりします。

もう一方、学校側の方も、例えばある市町村の教育委員会で教職員向けの虐待研修をやったら、その市町村は800人の教員がいるんだけれども、500人が来たというような、そういうふうな事態になっているのですね。学校の現場の先生たちも虐待を受けた子どもにどう対応しているかわからないというような状況になっていて、そういうふうなノウハウをこちら側が学校に提供するという、そういう部分での連携。

だから、双方向性の連携というのを考えていく必要があるのだろうというふうに思っています。

松原委員長

ありがとうございます。少し年長児の話が出まして、多分、6番とか7番にかかわって、武田委員、何かご発言ありますか。

武田委員

前回、大体出たような気がしたので、私、特に言わなかったのですが、今、西澤さんがおっしゃったことも前回、施設であれ、里親であれ、やはりかかわった人が10代から20代にかけての困った状況に対して助言ができたり、一緒に動いたりということができるので、ほかの機関にもし預けたり頼んだとしても、ゼロからスタートするというのを彼らを非常にものおじするというか、できないですね。

ですから、施設のかかわった職員の中で動けるような体制をつくるという意味では、ずっと昔からアフターケア担当の職員をというようなことを言われ続けて、実際にはされていなくて、結果的にはベテランの職員の人がかかわり続けるということになっているのだと思うのですが、そうすると、最初に言ったかもしれないのですが、施設の定員という考え方で職員を

配置するのではなくて、かかわった子どもの数に応じて職員を増やすというふうな発想をしない限り、こぼしていくことになってしまうだろう。それがソーシャルワークなのではないかというふうに思います。

西澤委員

それはもちろんそうなんです。だから、そちらの方の拡充はファミリーソーシャルワーカーとかの配置とか、おっしゃるとおり最低基準の見直しということにつながっていくと思うのですけれども、一方で、社会の方の側にもそういう機関があって連携できればいいなど。

ある意味で、施設というのは閉じられた空間になってしまうというか、人間関係的にも、だから施設の職員がしゃかりきになってサポートしてだけではなくて、社会の方もそれを受けていく。例えば、私たちの施設の職員だったら、保健所のワーカーさんと連携しながら一人の子どもを見ていくわけですね。その場合に、保健所も使われてもいいんだけど、そういうサポート機関も一緒に連携していけるみたいな、そういうふうな二重のかかわりのイメージというのがどうしても頭にあるので、そういうふうに言わせていただきました。

松原委員長

では、中田委員、奥山委員。

中田委員

今の関連でお話しをしたいと思うのですが、今の仕組み自体は、特定の課題があるから、その仕組みに合う人を何らか行政的に救ってこうということなのですが、実践をやっている者の方から見れば、こういう課題にはこういうプログラムをつくりたい、これを行政的にかかってほしいという考え方を出せば、かなり柔軟に今の仕組みの中でもやれることがいっぱいあると思うのですね。

足りない部分というのは、そういう柔軟性を持った仕組みができれば、いろいろなことができていけるのではないかと。私たち、実際、大阪市の施設でいろいろな調査をやって、いわゆるリーピングケアの一つとして施設の中におるときにどの程度のことを子どもたちにやったら、職員の方が安心して出せるということはある程度のものでできているのですが、これはだれからもかってもらえませんか、今の中では職員が努力するだけということになっていますのでね。

ですから、別の意味の措置をきちんとできるプログラムについては、そのプログラムをかってくれる仕組みができればいいのだろうというふうに思っています。

西澤さん、盛んに個人的な体験をおっしゃっているけれども、施設の職員を長くやっても、一つのパターンでいける子どもというのはめったに出会わないですね。それが体系的にできることというのは私は非常に少ないのではないかと。今の施設を見ていると、自分のところしかわかりませんが、波がありまして、ある時期にはこういう課題がいっぱい出てくるし、ある時期には別に振れてくるしということで、そうなっ

てくと施設の中で専門性なんていうことを一体どこまで、だれが言えるのかといつも思うんです。

だから、その場面を何とかクリアできることをいろいろな社会資源も含めて、今、現実に行っているわけですから、自分たちの領域でないことに他人の力を借りることは必要であって、今の施設がいいとは別に言いませんけれども、そういうことも少し考えていただきたいということと、それから全然話されていないことで、これだけ学卒の若い人を毎年採用するという就労の採用構造というのは、社会的に見て、私はおかしいと思っています。あるとき新聞記事を見ていたら、関西の企業で大学の新卒を100人雇ったのは上場企業で何社あるかみたいな記事があったのですが、よく考えたら、児童養護施設が近畿で94カ所あるわけですね。新卒を100人くらい毎年雇っているわけです。ある面では貢献をしているんだけれども、社会的なそれだけの評価があるかということ、なさそうですから、今の若年の学卒の特定の年齢を限った就労しかできない構造もあわせて考えないと、かなり経験を要するような事例なり、経験を蓄積していくのが実践だろうと思うので、そういう就労構造も少し変えていかなければいけないのだと思っています。

松原委員長

ありがとうございました。奥山委員、どうぞ。

奥山委員

一言だけ。別の研究会で話題になり、ここにもちょっと右側の方に書いてあるのですが、「自立援助里親」の様な制度が欲しいと思います。言ってみれば昔の親方さんで、住み込みで働かせていたというのは今はほとんどなくなっている状況で、そういう中で仕事をサポートしながら見てくれるような里親というのも一つ制度としては考えてもいいというのを付け加えておこうかと思っています。

加賀美委員

既に1～5のところでも語られたというふうには思っていますが、ただこの自立ということについて、出口のところの議論が中心になってきたところを大変気になっているので、ちょっとそこを推して押さえておきたいなと。

自立というのはインケアの中で、先ほど四方先生の方から基盤整備の問題で研修のこともあったわけですが、その基盤整備ができて、人と人との関係がきちんと取り組まれるようなインケアがあれば、まず基本的な自立のところのベースがつくられるということをおぼろげに思い出さなければいけないというふうには思いますので、社会的養護の質ということのプログラムの話ですから、そこをまず大事だろうと。

もとへ戻すならば、インケアの中でのきちんとした人との関係性、そういったところが体験できるような、人の質と量の問題、これを押さえた上でのアフターケアなり、自立支援プログラムだろうと、そんなふうには思いますので、一応、申し上げておきます。

庄司委員長代理

全く賛成で、それは多分かなり早い時期から長期にわたってやっていかないと、充実しないということだと思います。

松原委員長

ありがとうございました。ちょうど、今、加賀美委員がそれは1～5にもかかわって議論をしてきたところだというご発言もありました。後半で、目指すべき社会的養護の構想ということでお話をする前に、1をやり、2、3、4、5やり、きょう6、7をやったのですが、それぞれの回でまだ話し残した、戻りたいというお考えもありませんかと思しますので、全体的なお話をする前に、主な検討課題の1～7まで、もう一回私の方でこの柱に沿ってオープンにしますので、ここで指摘し忘れたこと、あるいはこの資料の2の箱の中にもう少しこんなことを付け加えておきたいというようなこと、コメントをいただいてから、全体的な構想のお話に移りたいと思うので、6、7という柱を外しまして、1～7の柱までどこでも結構なわけですけれども、この点で指摘をし残しているということがあったらご意見をいただきたい。奥山委員、お願いします。

奥山委員

7のときに6の話をして申しわけなかったのですが、7の方で、一番最初のときにちょっとお話をしたのですが、障害を持っているお子さんであるとか、特殊なニーズを持っているお子さんのケアということはどういうふうに考えていくかというのを一つ入れていただきたいというふうに思っています。

松原委員長

ほかにいかがでしょうか。四方委員、どうぞ。

四方委員

前回申し上げたのですが、非常に難しい処遇だと思いますが、ケアのお子さんがいらっしやる。これは全般にわたって難しいことは難しいのですが、しかし特別難しいお子さんがいらっしやるわけですね。

治療機能ということが非常に重要になってくるわけなんです。福祉体系の中で今児童自立支援施設も一方ではあるのですが、情短の担っている役割というのがあるかと思えます。しかし、私は、これは本当に長年やってまいりまして、やはり情短の機能そのものも私は非常に曖昧であろうと思っております。

少なくともいろいろな点でそうなので厚生労働省の方にも要望事項が情短協から出ているとは思いますが、これは情短協の問題ではなくて、社会的養護全体の中における非常に難しい子どもを担っていかねばいけない部分ということを少し考えていただきたいと思っています。

1つは、法的な整備でもあろうと思うのですが、どうしても医療関与が直接的にも必要なお子さんがいらっしやるわけで、医師の配置が一応明文化されてはいるのですが、役割が十分に果たしているかということ、そうでないようには思っています。

そんなこともありますし、もう一つは質の問題で、今、17施設あったのが次々できていまして、この4月1日までに22になって、ことしは26くらいまでいくのでしょうか。多分、そうだろうと思いますが、この施設の質を社会的養護全体を考える中で、きちんといいものをつくっていくサポートをしていかなければいけないのではないかと考えておりまして、虹センターの研修などは、そのほんの少しはできるかと思いますが、それではなかなか追いつかないですね。

まずは、法的な整備が一つと、新しくできていく施設の役割というものを、これは各地域でうんと考えられなければいけない、各地域の行政もこのことに目を向けていただきたいですね。その中では児童相談所でしょう。是非育てていただかなければいけないと思いますし、周りのサポートが大変必要な機関ではないかと思っています。

松原委員長

ありがとうございます。ほかに、兜森委員、お願いします。

兜森委員

今までの議論のどの部分に属するのか、私も判断つきかねていたのですが、この委員会が社会養護のあり方に関することを議論するというございしますので、しかも既存の枠組みとか制度とか、そういったものにとらわれることなくというたし書きもいただいておりますので、申し述べさせていただきたいのですが、今までの議論を伺って考えてみますと、施設養護が在宅かという、大きく分けてこの2つの選択肢の中で進んできたのかなというふうに思うわけです。

ところが、在宅というケアシステムということになると、市町村の役割とか機能が随分担保されると申しますか、強化されてこないと、なかなかその役割分担がきちんとされないと機能しないだろうという向きもありますし、あるいはNPOとか、そういった社会資源の活用ということもあるのではないかと。いずれ、そういったことを総合的に考えてシステム化をしていかないと、難しい問題があるだろうというふうに思うわけです。

また、施設養護については、今まで十分議論され尽くしてきたと思うわけですが、ただ私が気になるのはこの中間点ということをごどこかで織り込んでいただく必要はないだろうということなんです。つまり、私は既存の体系でいうと母子生活支援施設の職員でございますので、母子生活支援施設のことを考えますと、まさに中間点みたいな形の機能も持っているわけですね。中間点という意味は、その中で日常のアセスメントができていたり、あるいはそのアセスメントによって、親子の分離が図られていたり、また再構築が行われたりということがあるわけございまして、その辺の位置づけも全体の枠組みの中では必要なのではないだろうか考える次第です。

松原委員長

ありがとうございます。二分法ではなくて、多分、

通所とか宿泊とか親子入所というような形の社会的養護のあり方もあるのではないかとご発言だったかと思います。

庄司委員長代理

先ほどの奥山委員、四方委員の話にもかかわりませうけれども、後で議論するのでしょうかけれども、この資料3を見て、障害に対するケアは別途検討するというふうになってしまっているところがちょっと気になっていて、乳児院には実際にはかなり重篤な子どもも含めて障害あるいは医療の必要な子どもが現実入っているということもありますし、また里親に委託される子どもも知的障害等、あるいはボーダーラインレベルの子どもというのは決して少なくないわけで、精神科だけでなく医療機関についても視野に入れる必要があるかなというふうに思います。

それから、先ほどの加賀美委員のお話にもありましたけれども、今回は自立というところにかかなり重きがあるような気がしますけれども、乳幼児時期からの養護の質を向上することが自立にもつながっていくということは忘れてはいけませんし、その一点は最初のときに言ったと思いますけれども、もう一つ今の兜森委員の話にもかかわりますが、施設養護と家庭的養護は2と3であがっているのですけれども、これを後の方ではきつとあわせてということになると思いますが、分断するのではなく、一緒に視野に入れて検討してほしい。特に、研修の話がありましたけれども、研修なども施設職員への研修と、それから里親への研修が相互乗り入れくらいにならないと、互いの不信感みたいなものはいつまでたってもとれないのではないかとこのように思います。

松原委員長

兜森委員、お願いします。

兜森委員

さっき申し忘れたのですが、もう一つ、これは虐待の防止とか予防的なこととも関連してきますけれども、実は周産期ケアというのが一つあるのだろうと思うのです。特に、乳児関係の方はその辺を切実に考えておられるのではないかとと思うんですが、母子の場合も全く同じございまして、制度的にはございせんけれども、今は単身の女性も保護できるというシステムが母子の場合とられているわけです。

その中で、妊娠をして臨月の入所もあるわけですね。そのときに助産施設の利用だけではなくて、家庭的な雰囲気の中で、出産期あるいは妊娠後期だとか、それから産褥期等に対するきちんとした、実家のようなケアができていくというのが母子生活支援施設の機能の一つだと思います。

そういった中で、どこが虐待の保護とかということに結びついていくかということになるわけですが、若い母親の中には子どもに対する愛着だとか、なかなか難しい方がいらっしゃるわけですね。そういう中で、母子生活支援施設あるいは乳児もそうなのでしょけれども、いわゆるマザリングの機会を持つことができ

るわけです。そのことによって、正常な母子関係、親子関係が築かれることができ、子どもにとっても愛着対象がきちんとできていく。人生のスタートの一番ベースになる基本的な部分の欲求が満たされていくというようなことも期待できる。期待できるというよりも、実際にあるわけでございますけれども、その辺の仕組みもできれば取り入れていただければいいのではないかと思います。

松原委員長

何点か出していただきたいので、ランダムでいいです。奥山委員、どうぞ。

奥山委員

先ほどの徳地委員や四方委員のご発言にもありましたように、医療が必要なお子さんというのは非常に増えているということがあります。さっき庄司先生がおっしゃいました、乳児院は医療併設型乳児院というのがまだ結構あって、医療と福祉がある程度併設されていますが、合体はしていないという現実があります。体のことばかりが割と優先になってきてしまっていて、いわゆるインファントメンタルヘルスといいますが、乳幼児の精神的な問題へのケアというのはそれほど進んでいないのが現状だと思います。

乳児院以外では、かつて虚弱児施設というのがあって、医療併設型というのは結構があったと思うんですけども、今は虚弱児が廃止されました。また、情短というのは基本的には福祉施設に医者がいるという形になっています。つまり、医療的ケアと福祉的ケアが一緒になっているわけではないのです。福祉的ケアの中に医者が入って、それを見ているという形が主だと思わうですね。外来では持っているところはありますが、病棟のような形はとれていない。

看護のケアというのもないし、生活のケアをする福祉と、福祉保育士と医療的なケアをする看護師と、そういうケアが両方受けられている体制ではないのです。

今後、さっきおっしゃったような重篤なお子さんに関しては、医療的ケアと、福祉的ケア、つまりm生活上のケアが同時に受けられるような場所がないと非常に難しいのではないかと思います。

松原委員長

ちょっと後半の話ですが、四方委員、どうぞ。

四方委員

奥山先生がおっしゃってくださいましたので、付け加えることもないのですが、実にそのあたりのことが法的にもっときちんとされないと、現実には非常に中途半端な状態であろうと私は思っております。

松原委員長

1から7にかけてそのほかよろしいですか。

安達委員

メモをつけておりますが、治療機能のところでは話がチラチラ出てきたのでここで話したいと思うので

すけれども、24時間体制ということで、アレルギー疾患や食事治療が個別にできるということで、乳児の場合におきましては離乳食も含めて正しい食事観といえますか、そういうものも身につけられるという意味で、食の重要性ということをおきたいと思えます。

それから、3番目のところに少し書いておりますが、先ほど権利擁護ということが話になっておりました。子どもは社会的に擁護される権利があるだろうと思うんです。権利があるという以上は、選択ができるという制度が必要であろうと思っております。でも、地方では子ども側から選択ができないというような、施設が少ないということもございまして、そういうことにならうと思えますが、後にも関係すると思えますけれども、やはりそうした受け皿を幅広い専門性といえますか、そういうことで地方にはより求められるのではなかろうかというように思えます。

松原委員長

ありがとうございます。きょうは、幾つか、今までもう出ていましたけれども、種別の施設の話が出ていたのですが、1から7の議論をする中で、あまり児童家庭支援センターの話が出ていなかったように思うのですが、何かそのことについてご発言があれば、加賀美委員、お願いします。

加賀美委員

全養協がまとめた「近未来像 II」については、後でお話をさせていただこうと思っていたので、きょうメモは出してあるのですが、その中でも触れておりますので、今、せっかくのお話ありがとうございましたから、児童家庭支援センターについて、全養協があげております児童家庭支援センターの役割についてはまた後ほどということで、いずれにしても、これからの社会的養護というふうなところで、前回、前々回あたりでも私申し上げたのですが、いわゆる一般子育て等、従来の社会的養護の子どもたちとの間にあるグレーゾーン児の増加といったところを考えていくときに、そういう子どもたちも含めて社会的養護のシステムを展開していく必要があるという中で、重要なリソースになっていくのは児童家庭支援センターだろうと。特に、在宅している子どもたちの中のハイリスクの子どもたちを支援することになりますと、やはり居住型児童福祉施設に附置する児童家庭支援センターの役割というのはさまざまな意味で、これまで持っている、培ってきた養育のノウハウも含めて、それから今現状の児童家庭支援センターの機能整備等を充実していくことがあくまでも前提ではありますけれども、24時間対応型の支援をできるという可能性を持っているのは児童家庭支援センターだろうと。

そういうふうなことでございますので、この増設の問題ともう一つは市町村レベルでの設置の問題、市町村との連携した在宅支援型サービスというふうな展開していく必要があるだろう。もう一つは、配置の問題を考えていくときに、ある程度の福祉圏を想定した配置といったことも、増設の中の条件として検討してい

く必要があるのではないかと考えております。

松原委員長

ありがとうございます。目指すべき社会的養護の構想ということで、そちらの議論に入りたいのですが、5時までできよう長丁場ですので、若干休憩を挟んで再開したいと思います。再開後はまたご自由に発言していただいて結構なのですが、枠組みにとらわれずというお話をさせていただきました。もちろんベースはそれぞれの特に施設出身から現場をお持ちの先生方はそれぞれの種別が出していらっしゃる将来構想もありになるかと思いますが、それを踏まえた上で自由なご議論をしていただければというふうに思います。それでは、45分まで休憩にさせていただきます、3時45分、再開にしたいと思います。

〔休憩・再開〕

松原委員長

再開させていただきたいと思います。

児童福祉法の改正の時点でいろいろ議論がありましたものを参考にしたり、事務局の方から説明がありましたけれども、出されたさまざまな研究等の成果を踏まえて、この委員会も必要な回数はやるべきだと思いますけれども、そう長くいつまでもというわけにいきませんので、目指すべき社会的養護の構想ということで、先ほど説明がありました参考1、参考2というものを私と事務局の方で協議しながら作成いたしました。これあたりを参考にしながら、先ほど事務局からありましたように、これで何かということではなくて、あくまでも議論をしていく上での参考ということで示してみましたので、こんなものも参考にしながら議論をしていきたいというふうに思いますが、どなたからでも。

唐沢課長

少しだけ補足させていただきたいと思います。

今、委員長からお話をいただきましたように、この参考1、参考2というのはこれまでいろいろな研究会などで発表をした構想などを私どもの方で整理して、委員長のご指示をいただきながら、何もないと議論になりませんのでこういうものを整理させていただいておるといことでございます。

だから、これにするとということではありませんし、例えばある構想を実現していくことにはかなりの時間がかかりますので、あしたからすぐこうなるということではないということも先生方十分ご承知だと思いますが、念のため、それを申し添えさせていただきます。

それから、もう1点だけ、恐縮ですが、資料3の要保護児童に対する主なケア機関というのがありますが、これは現在のケア機関を整備したものでございますので、これが望ましいということではなくて、今、大体こんなところで受けているのではないかとということで整理したものだということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

松原委員長

という唐沢課長からご説明をいただいた上で、それは確認したということで、あとはご自由に発言いただきたいと思います。奥山委員、それから兜森委員の順番をお願いします。

奥山委員

資料3の方は、前回、私が言ったことが発端なのでちょっとコメントを先に付け加えさせていただければと思います。

基本的に、右側の大きい方が先ほど来出ている自立の後が、20歳となっていますけれども、養護施設とかそちらの方はほとんど18歳ということですね。

そちらから後がほとんどないという問題と、それからもう一つ、私が非常に気にしているのは、先ほど庄司委員の方からも話がありました、非常に重要な乳幼児のメンタルヘルスの部分が非常に欠けているのではないかとこの点です。情短施設の方も、たしか一番最初の資料では幼児さんは全国で一人か二人しか入っていないという状態で、やはり大きい子どもたちの問題を予防していこうと考えたときは、3歳までに何とかしなくてはなりません。

例えば、ゼロ歳でも1歳でも、トラウマを受けた子どもがフラッシュバックしている状態は往々にしてあるのですけれども、それをフラッシュバックとしてとらえて、対応しているかどうかということに関しては甚だ疑問がです。小さいからパニックになっていても「よしよし」で何とかなるかということで終わっていった、その背景まで見れていないということが結構ある。特に、愛着の問題、それから自分をうまくコントロールできるかできないかとか、そういった問題をどうとらえて、どう対応していくかということがやはり0歳から、少なくとも乳幼児期、つまり小学校にあがるまでの間にかなりのところがなされなければならないのだと思うのですけれども、その部分を強化していかなければならないと思います。

その2つの部分が現状ではかなり抜けているのではないかなというふうに思うのと、先ほど四方先生がおっしゃってくださった、一番下の一番大変なゼロから20歳までの部分というのがなかなか難しいところがあるということを指摘しておきたいと思います。

松原委員長

ご指摘を踏まえて、いかがですか。全体的な目指すべき社会的養護ということで何か加えて奥山委員の方でコメントがありますか。

奥山委員

これ、2つ、別々と考えなくてもいいのではないかと。

誤解していたら申しわけないと思うのですが、参考2の養護系施設というところに児童福祉施設（センター構想）というあたりが入っていったら、合体したような形でもいいのかなと思います。もうちょっと見てから詳しく。

松原委員長

では、兜森委員が手を挙げていらっしゃったので。

兜森委員

私の方は簡単な、訂正の依頼と思うのですが、資料3をちょうだいして眺めさせていただきましたら、左側のところの「適切な養育」の行の14~20歳のところに「母子生活支援施設」が抜けているんです。この意図するところはちょっとよくわからないのですが、法律上も基本的には18歳、事情があれば20歳までということになっておりますので、母子生活支援施設はこれの中にも入ってくるのかなと考えております。

それから、「適切な養育」とその下の「心理的ケア」のところも含めて、心理的なケアというのがどういう概念かちょっとわからないのですが、仮に心理療法士の配置対象施設であるとすれば、ここのところにもずっと入っていくのかなと思いますが。

松原委員長

後で事務局で調整させていただきます。

唐沢課長

すみません、これは議論を呼ぶようにつくってありますので。

これは14~20歳のところ、もちろん母子生活支援施設の方、いらっしゃるのですが、主には小さい方のお子さんが多いだろうということで、それで「主な」というふうについているということでございます。

例えば、先ほどの乳幼児のメンタルのところも、情短には入ってくるお子さんに年齢の制限はありませんので、制度的にはそこもないとは言えないんですけども、その辺のところをどう考えていくかということです。母子の方はもう少し人数が多いと思いますので、また表については考えたいと思います。

それから、心理的なケアと心理治療、要医療のところをどういうふうに区別をするかというところは、むしろ奥山先生や四方先生にご指摘いただきたいと思うのですが、私どもの方は何も無いといけなくて、この心理的ケアというのは心理士を一人配置している程度の対応はできると。それから、心理治療のところは、もう少し組織立って、チームで対応できるような形というイメージでございます。

それから、要医療になるともう少し医療性が強く、医療モデル的に治療内容にコミットできるようなということで、とりあえずつくってみたということでございます。以上でございます。

松原委員長

唐沢課長がおっしゃったように、ある今の現状認識なので、この後どうするかということについては、これはもう一つの素材ですので、そういう意味合いで先ほど私が奥山委員に質問しましたように、社会的養護はどのようなものを目指すべきなのかということでもたご意見をいただきたいと思っております。加賀美委員、手を挙げていらっしゃいましたので、どうぞお願いします。

加賀美委員

全養協でつくった「近未来像 II」につきましては、既に皆さん、お手元に小冊子をお配りして、お読みいただいているので屋上屋を重ねることになるのかもしれませんが、きょうの全体の議論というふうなところで、とりあえずそこについてはお話をさせていただければと思ひまして、実は簡単な資料をまとめてありまして、概要というふうなことでお手元にお配りさせていただいたところでございます。

この資料をもとに、全体を少し説明させていただければと思ひます。若干、お時間をいただきたいと思ひます。

まず、1ページの「子育て支援システムの改革の必要性」というところにつきましては、これも先ほど申し上げたとおり、グレーゾーン児の増大というところで、社会的養護のあり方そのものが今問われているというところの整理でございますので、このところはそういうことで改めて子育て支援システムを改革していく必要があるのだという、そういうもとになっている部分を要約してみたものでございます。

それから、2につきましては、「子育て支援システム改革の方向」として、大きく幾つかの丸をあげておりますので、ここにつきましては現在の次世代育成支援対策推進法等の絡みで社会的養護サービスの計画法、特に私たちの願いである社会的養護にかかる予算につきましても飛躍的な拡大が必要なところに来ていたというふうなことで、社会資本整備をしていただきたいと思います。そのためにも、社会的養護の10年戦略といったものを策定して、次世代育成支援対策推進法の中に位置づけていただきたいと思いますというようなことがここに書かれておるものでございます。

そのためにも、ここでは子ども一人ひとりの社会的養護の支援をどう進めるかという基本的なところに立つと、近未来像のところでも第1にあげたのが最適なケアを保障するためのアセスメントの必要性というところで、従来ある、虐待を受けた子ども等のリスクアセスメントに加えて、社会的なサービス、つまりケースマネジメントを進めていく上のもとになるアセスメント体制といったものをどうつくるかというのは、これは先ほどからも、あるいはこの会ですべて話し合われていることでありますけれども、そのことを取り上げております。

そこで、先ほどの資料3と絡むところでございますが、今回の社会的養護の体系の問題についての一つの提起として、居住型社会的養護サービスの再編ということを少し絵に書いてございます。これは、ある意味でこの資料参考2でまとめていただいている部分とかなりダブっている部分、それから先ほどの奥山先生の乳幼児の心理あるいは医療のケアのところの抜け落ちの部分、それから20歳以上の子どもたちというが、青年の支援のところを含めて、このような形で、一つは従来ある居住型社会的養護サービスを大きく3つのイメージで括っております。もちろん、ここに至るまでのプロセスはさまざまに総合化したり、統合化したり、いろいろなことがこれから行われなければならないとしても、最終的なところのイメージとして

は、ここにある児童養護系あるいは乳児養護系あるいは母子養護系の従来の家庭代替型といいますが、そういった子どもたちのプログラムと、その右側がいわゆる治療系、その中に児童養護系、乳児養護系あるいは情緒障害児あるいは児童自立支援施設系といったようなそういう子どもたちのプログラムを持った施設系をつまとめていく必要があるだろう。

それから、そのほかに子どもの自立支援といったことを目指した自立支援プログラムを持った児童養護系あるいは高齢児の自立支援系、自立援助ホーム等も含めたプログラムをここにひとまとめにしている。およそ3つのようなグループを総称して「社会的養護施設」というふうな取り分け方でまとめたものでございます。

その下に書いております、これらはいくまでも適切なアセスメントの実施が前提であると。さらに、子どもが抱える課題に応じた保護単価、費用負担が設定される必要があるといったようなこともここで提起しておるところでございます。

それから、児童養護施設につきましては、これまでずっとあげていただいておりますが、ケアの個別化とケア単位の小規模化の問題でございます。これは、またここであえて申し上げるまでもなく、子どもの自立支援といったことを担保できるような、子ども一人ひとりの発達段階あるいは発達課題に応じた援助、自立支援といったことが図られるためにも、ケアの個別化といったこと、それから施設の小規模化といったことをあげております。

その中でも、特にケアを個別化し、あるいは小規模化していくというところで、自立支援とつながるところでインケアというふう考えたときに、先ほど来申し上げた自立といったことを本質的なところで目指していくための人間関係の場、そういったものを設定していく必要があるということから、職員の質・量的保障といったことが一番課題になってくるというふうにまとめております。

それから、小規模化へのプログラムの道筋として、ここに書いてあるもの、これは一つの例として児童養護施設約70%ほどが大舎制の施設でございます。その施設をどう小さい形にしていくのかという一つの流れとして取り上げたものでございます。現在の大きな養護形態をまずユニットケア、これは老人のところというユニットケアというイメージよりも、むしろいわゆるそれぞれが独立した食・住をできるようなユニットにまず大舎制の中で割って、そこで職員のスキルの問題もそれから生活の形態や何かもトレーニングしながら、さらにそれを小さい形で分散化していくという流れを想定した図でございます。

それから、先ほど申し上げた児童家庭支援センターについても未来像ではこれからの社会的養護のあり方のところで一番重要な役割を担うところだということについては、先ほどる申し上げたところでございます。

最後に、5ページの児童養護施設の将来構想につきましては、ここに絵に書いてあるようなもの、つまり児童家庭支援センター等の施設を附置した基幹施設を中心にして、それが小規模型施設あるいは里親型のグ

ループホームであるとか、いわゆる里親あるいは地域社会の中のハイリスク家庭の在宅支援をしていくというプログラムを児童養護施設の将来構想として絵にしたものでございます。

以上、簡単な説明をさせていただいたわけですが、これらも含めてこれから急速にこの形に持っていくというのは大変なことでございますので、ぜひ中長期的な社会的養護の計画を立てていただきながら、戦略を立てていただいて進めていただきたいと思いますという思いでございます。以上です。ありがとうございました。

松原委員長

何人かの委員から冒頭、それから休憩を挟んで、乳幼児期のケアの大切さということが発言されておりますが、その点に関連しながら、メモも出していただいておりますので、安達委員からもご発言いただきたいと思っております。

安達委員

最初まとめて話そうと思ったものですからあれですが、ほとんどこの資料2などで乳児院としてあるところに出ているような問題を、結局、山登りすると頂上はこら辺にいくのだらうということがありまして、下手な口を挟まん方がいいのかなと思って聞いていますので、できれば登山口を別のところから探して、メモはこの5点くらいのところで話してみようかなと思って書いております。

2点ほどは先ほど申し上げましたので、小規模化というようなことなのですが、乳児院という施設に私おりますので、やはりそこに軸があると思うのですが、115カ所ございます。その中で、シングルの施設が暫定も含めまして5カ所ございます。それから、20までの施設が43ほどありまして、約40%強、50以上の施設は12施設でございます。10%程度という、全体的にそう大きなところでないというところですが、ただ施設の中では担当制というものをとっておりまして、その担当制は職員一人当たり、私どものところでは一人が2名ということですが、大体3名くらいまでだろうというように感じておりますし、それから昼間はグループ化しておりますけれども、これも5、6名くらいということで、複数の職員で養育しているという状況だろうと思っております。

一番、全体的に施設で多い20とか30とかいう施設につきましては、小規模化をしよう、ユニット化をしようということになりますと、今の処遇職員の配置というものが非常に難しいなど。それから、施設整備ということも考えていかなければいけないというようなことで、これが望ましいではなからうかということと全国的にいろいろな施設がやっちはおられますけれども、まだ全体的なところまでいっていないという現状で、望ましいということであれば、アセスメントにも関係しますけれども、少し年齢が高くなった子どもさんはそういうところでやっつけなければいけいかなと。中田先生がいらっしゃるけれども、先生のところはすぐくそういうことを試みていらっしゃる、

非常に皆さんが注目しているところでございます。あ
あいうことが実際、20、30の施設でできたらいいな
というふうに思います。

それから、ケアの連続性のアセスメントのこと、こ
れが大変重要だということを申し上げておきたいと思
います。年齢的にはいろいろな子どもがいますので、
柔軟に対応していただくということが必要ではなかる
うかというふうに思います。

それから、里親制度ということで、家庭的養護の範
疇といいますが、柱の下なのだろうと思うのですが、
施設養護側からといいますが、乳児院の者が出しゃば
って話をする必要はないかもわかりませんが、私が考
えるのは、場所を家庭ではなくて施設ではじめるとい
うことが必要だろうと思います。

そこに専門性と愛着と書いてありますが、施設がい
ろいろな子どもを扱うやり方があります。食事の面か
らいろいろな面を、専門性というのはそういう意味で
よく理解するといいますが、そういうことが必要でな
かるかなと。愛着を身につけるといいますが、子ど
もとのアタッチメントの中で家庭に帰ったといいますが、
家庭に連れていったときの段差を緩和する意味で、
そこに書いてあります。

それから、2番目のところで、第2段階として週末
里親からはじめた方がいいのではなかるかと思っ
ています。これは、どうしても子どもから選べないとい
うことでありますし、もちろん里親さんの責任とい
いますが、週末くらいで、例えばどこかにお出かけする、
旅行に行くというような雰囲気であれば、解消しても、
多少、お互いが楽ではなかるかなというふうに思っ
ていますし、里親さんが普及するには、こんな楽な方
法が普及するのではなかるかなというようにも
思います。

それから、フォローアップは、僕はちょっとあれな
んですが、たしか30%くらいは家庭から直接里親さん
のところにいる子どもがあるかなと思っていますけ
れども、そうだとすれば、もう少し施設を利用して
いくのも一つの方法かなと。これもアセスメントだとい
う話になってくるのでしょうかけれども、施設を有効利
用して、それからレスパイトケアというような場合に
も、これだって年間7日間ということなんでしょうけ
れども、これも里親さんはリフレッシュをして、そし
て子どもは場合によっては大きなストレスをためると
いうようなこともある。これをいかに緩和していくか
ということで、その施設がその間一緒に面倒を見て
いくという実情があるのかなと。これは施設だって職員
は同じなのですから、代替があるということが施
設のいいところかなというふうに思っております。

松原委員長

配付された資料の後ろから2枚目に、乳幼児虐待ケ
アセンターというのが一つ図で提案されているので
すが、このことについて安達委員、何かコメントござ
いますか。

安達委員

「21世紀の乳児院のあり方を考える特別委員会の報

告」がなされておりまして、その中に乳幼児養育セン
ター、それから虐待ケアセンター、子育て支援センタ
ー機能を持ってということに、方向性を示しておりま
す。それを個別個別のケアでセンターをつくるとい
うことになりまして、これは都市型に見なければなら
ない。先ほど申し上げましたけれども、地方型という中
に、こういうものをコンパクトに固めた形の中で、地
方にもこういう機能が入った受け皿として、そうい
うかなり広い範囲になってくるかもわかりませんが、
必要ではなかるかというふうに思います。

松原委員長

ありがとうございます。それでは、ご自由にご意見
をいただきたいと思います。まず庄司委員、手が挙
がっておりますので、次に西澤委員、お願いします。

庄司委員長代理

今、安達委員のご説明に関して少し補足をさせてい
ただくと、乳児院の規模、小規模化ということが話題
になっていますけれども、乳児院自体はかなり小規模
なところが多い。大きなところもあるのですけれど、
そういうことが一つ。

それから、先駆的な施設では、グループホーム、ユ
ニットケアといえる試みがあります。ですけれども、
まだそれはあまり普及していないことがあります。

乳幼児虐待ケアセンターは、先ほど奥山委員がお
っしゃいましたけれども、情短に当たる施設で、乳幼児
に対応できるところがない。虐待を受けた子どもが多
くなっている中で、そういった虐待を受けた子どもの
治療機能を持った乳児院というものも、すべての乳
児院がこれに変わるといっていいのではないし、必要
ではないかということです。

松原委員長

ありがとうございます。それでは、西澤委員、お願
いします。

西澤委員

私は飛行機の関係で、少し早めに中座させていただ
くので、まとめて、いつマイクが戻ってくるかわかり
ませんので、話をさせていただきます。

1つは、まずご提示いただいている資料4につい
ては、基本的に今までの議論を踏まえて、こういう形
で書かれていると思いますので、枠組みとしてはこう
いう方向だろうというふうに思います。

さっき奥山先生が言われていた、トリートメント系
施設というのは恐らく本体施設の中の困難ケースのと
ころに入ってくるのだらうというふうに思います。私
は3年ほどアメリカでこの分野で仕事をしていて、ア
メリカももともと大規模施設で1,200人とか2,000人
定員の施設が多かったのです。それが、今、あの施
設はほとんど残っていない。残っている施設は何かと
いうと、このトリートメント系というか、行動制限を
しなければいけない子どもで、その施設でもたなかつ
たら州立病院の小児精神科病棟にというような子ども
たちをみるというのが施設の役割になっています。そ

れも小舎制で、本キャンパスの小舎制。加賀美先生の言い方を使うとユニットケアといいますか、そういうふうなものでやっていますので、これはどこまでいっても、そこは残ってくるだろうというふうに思います。

こういった小規模化を進めていくということの中にそういった治療規模を持ったところがあるのだろう。それを考えると、情短施設の小規模化というか、情短は大体50人定員で、小舎制でやっているところはまだそんなに数はなかったように私は記憶しています。基本的に大舎、中舎でやっていて、そういった治療施設は小舎制になっていくということも必要なだろうというふうに思います。

先ほど来出ている、例えば幼児が入っていないというのは、僕はそろそろ情短施設は、これは四方先生に怒られるかもしれませんが、自分たちの認識を変えないといけないと思うんです。あれは基本的に情短施設が不登校の子どもたちの実質上の専門施設だったころ、6歳以上でない義務教育だから不登校というのは問題にならないので、だから幼児は入れなかったという経過があるんです。それがいまだにずっと尾を引いていると。

だから、幼児のケアの重要性を考えると、やはり情短がその分野をきちんと自分たちの自分たちの仕事として認識していくということが必要になるのではないかとこのように思っています。

それから、さっきの話の中で、これはもしかしたら安達先生の方から「いや、それは違う」とおっしゃられるかもしれませんが、小規模化は進めていかなければいけないという認識で一致していて、今も小さな単位でやっているところはあるんだとおっしゃるのですけれども、乳児さんにとって小さな単位というのはどれくらいなのかというのは、もうちょっと考えなければいけないのかというふうに思っています。

つい先だって、あるドキュメンタリー番組で、ネグレクトの子どもで夜中に頭打ち行動を乳児院でやる子どもの番組があって、その中で宿直者が一人二人しかいないので、頭打ち行動をしている子どもを抱き上げたらいいはわかっているだけけれども、その子を抱き上げるとほかの子がみんな寄ってくると。だから、抱き上げられないという状況になっているということを某乳児院の、公立ですが、主任の人は言っていましたね。

そういうふうな実態があるときに、小規模化というのは一体どの程度だということの算定であるとか、どれくらいの配置が必要かということは出していけないといけないうらうと。

もう一つは、里親制度も、僕は乳児からの里親の利用というのは促進する方向にいくべきではないかというふうには思っています。これはもしかしたら庄司先生の方から意見があるかもしれませんが、制度的にどうなんですか、今、児童相談所は親に聞かないですか。親御さんに「里親がだめだったら施設はどうですか」みたいな、あれはインフォームド・コンセントというか、親御さんの選択権を保障しているけれども、親御さんの選択が必ずしも子どもの福祉にとってベストであるとは限らないわけで、そうなってくるとアセ

メントがきちんとあって、子どもにとっては里親がいいんだということになれば、親との関係の調整の仕方というのはあってもいいような気がする。

つまり、現状を見ていると、里親制度 - - もちろん、里親の数は少ないということもあるんだけど、乳児の場合に利用されないのは、親御さんが「里親はどうも抵抗があるから施設に」というような、それを児童相談所が「そうですか」という形で受けているというパターンもあると思うので、その辺をどうするかという見直しが必要なんじゃないかというふうには思っています。

すみません、時間をとっていますが、もう1点だけ。

今までかなりいろいろなことを見てきていて、大きなところでいえば、今までの福祉の体系の全般的な見直し - - これはいくら話しても意味がないのかもしれませんが、全般的な見直しというのが必要になるのではないかと思うんです。今までは、みんな平等に、措置費も同じだけ出していったというふうな形で進んできた。だから、ある意味、モデル的に先駆的なことをやろうとするところにインセンティブがいかない。例えば、小舎制をやろうとすると、これは出ていますけれども、実際に今の状況で6人、7人の小舎制をオンキャンパスで50人程度の児童福祉施設がやろうとしたら、前も言ったかもしれませんが、一人のケアワーカーが月に16日か17日、宿直しなければいけない。実際、それをやっている施設も、労基法違反覚悟でやっている施設も幾つかある。

そういうふうな状況なので、小舎制というときに必ず措置費というか、お金の問題が関係してくるのですね。ただ、これは一気にやろうとすると絶対できないので、そういうものをモデル的にやってみるとか、何かそういうふうなビジョンを変えていかないと、この問題は机上の空論に終わる可能性があるのではないかと思うんです。

そういう大きな絵を書くとしても、来年度、再来年度どうするのかというときに、小さな話だけれども、例えば今の施設だったら、これは高橋先生や加賀美先生、中田先生がいらっしゃる中で言うのもなんですけれども、もう業界で生きていけないかもしれませんが、例えば今定員払いなわけですから、ある意味、八十数%の子どもの定員で満たしておいて、そこで自分の身銭を切ってサービスしないのが一番効率がいいわけです、簡単な話をすれば。

ある意味、措置費というのが今の定員でパンとまとめて出すというのではなくて、将来的には例えば高齢者のケアみたいなアセスメントがあって、ケアプランがつくられて、月々のお金というのが出てくるように、個別の子どもに応じたものになっていくのだろうと思うんです、将来的には。だけれども、その一步をどうやって踏み出すかというあたりで、そういった定員払いという形でいいのかどうかみたいな検討とか、あるいは本当に現場にいて思うのですが、今、一時保護所がもう満杯機能で、パンパンになっていて、一時保護委託の形で施設にやってくるわけです。そういう子どもたちでもやっぱり難しい子どもたち、アセスメントもされていない子どもが多い。そういうのを積極的に

受けていく施設に対してインセンティブはない。汚い話かもしれないですけども、例えば措置費も出ないというような、危険承知でやっているようなところに対して、それを伸ばしていくというか、みんなが次にこれをやっていこうとか、元気になろうというような福祉体系にはなっていないというのが正直なところだと思います。

その辺の大きなビジョンを出すのもいいですけども、それにつながるような小刻みなものというのは、これは多分厚生労働省に最後に聞いた方がいいと思うんですけども、そういうことを考えていただかなければいけないのではないかと。すみません、時間をいっぱいとりまして、申しわけないです。

松原委員長

ありがとうございました。最後の部分のご発言については、先ほど奥山委員もイノベーションをきちんとできるような、そういうシステムを考えていくべきではないかというご発言もありましたので、決して、孤立したご意見ではないと思いますし、十分、業界で大丈夫だと思います。

唐沢課長

私どもの方も、今の施設は定員払いの方式でやっているのですが、かなり充足率が上がってきている。ただ、子どもの施設なので、全く空きがない状態ではこれも困ると。非常に差し迫った状態というのがありますのでね。だから、そういうことも考えて、一番大変な仕事をしていただいているところ、それから一時保護も、子どもはとっかえひっかえで代わりますから、やっぱりそれは大変なんですね。だけど、これは定員に今カウントしませんので、全体として大変なところにきちんと支援をしてやる、財政的に支援をしてやれるという仕組みを全体的に考えていく必要があるというふうに思っております。これは、私どもの方でもよく検討したいと思っております。

松原委員長

ありがとうございます。ほかに、今のことと関連してもいいですし、ご自由に他の観点からのお話でも結構です。高橋委員、お願いします。

高橋委員

課長さんから大変心温まるというか、激励をいただいたので、これからは汗をかいたら、その汗に対して何らかの報酬があると。それがまたこういう業界をまた活性化していくことにもなるのだらうと思いますし、西澤さんも仕事が続けられることにもなるのだらうと思います。

今のお話にちょっと続くのかもしれませんが、入り口のところで同時に、やはり自立を支援していくという上では出口のところ非常に重要なことであって、今、施設を退所していく子どもたちに対する保証というものはだれがしているのかというと、ほとんどが施設の施設長なり、またその施設の職員がされている。しかし、その保証は結局は個人的立場でやることにな

りますから、それに対するリスクというのは非常に高いわけですね。

東京では独自に自立支援促進事業というのを東京都が100%の支援、といっても資金的にはそう多い額ではありませんけれども、それを東京都社会福祉協議会に委員会をつくって、そこに委託しているということであるわけですけども、全国の調査を最近されたのを見ると、非常に多くの施設で施設長なり、職員がその役をされている。これに対しての担保はほとんど個人的にされることになるわけで、こういうふうなことを考えると、やはり社会に正常に、それぞれの自己実現を前提に子どもたちが出ていくとすれば、身元保証だとか就職、それからアパートの借り上げ、ローンの組み等、こういう仕組みを何らかの公の仕組みの中に組み込んで保証していくということも、子どもたちが安心して社会に出ていくということにもなるのではないかなと思います。

これは、より具体的な話であるわけですけども、そういうふうなことを一つひとつ積み上げていく中に、この自立ということもまた考えられるのではないかなというふうに思います。

東京では、ちなみに里親養育家庭さんや自立援助ホームを退所する子どもたちも対象になっているわけですけども、そしてさらに公的な制度で該当しない子どもたちをさらに民間の資金を使った、また別の制度を設けて、そこを補っているというふうな状況でもあります。

松原委員長

庄司委員、お願いします。

庄司委員長代理

西澤先生のお話は、ほとんどそのとおりだなというふうに思ったのですが、乳児の場合のグループはどれくらいかということはちょっと抜け落ちていて、麻布乳児院はユニットケアと言えるようなものだと思いますけれども、4人だったと思います。

それから、乳幼児は里親にというのも、もちろん原則的に大賛成ですけども、まず里親を増やさなければいけないということと、それから実親に聞いてどうのこうのというのは、あれは児童相談所のソーシャルワークだけの問題で、児童相談所がもう少しちゃんとしてくれれば済む話ではないかというふうに思います。

ただ、里親については、認定から研修、その問題がとて大きいかなというふうに思います。それから、里親を充実させるという、これは今回の委員会でも重要な柱だと思いますけれども、ここでは議論が出ないのですが、児童相談所 - - 児童相談所だけではないと思いますけれども、児童相談所をもっともっと機能を充実させてもらわないと、単に子どもを施設から里親に移せば済むということでは決してないというふうに思います。

もう一つ、絵に描いた餅にならないように、最近はやりでですけども、マニフェストといいますか、ある程度、目標みたいなことを明確にすることも必要かなというふうに思います。

松原委員長

では、野田委員、奥山委員、兜森委員という順番で、時計に向かって最後、中田委員になります。野田委員からお願いします。

野田委員

先にすみません。

何点もあるので、箇条書き的に、一つは今の児童相談所に関連して、これはむしろ検討項目の中にも跳ね返る話なんですけれども、児童相談所がアセスメントをして、それを引き受けて施設側がやっていくという、この構図、入り口のところではそれでいいんでしょうけれども、あとのところをどういうふうにしていくのかという、これは奥山委員のご指摘もあったと思いますが、やりながらしていくアセスメントをもしその精度を上げるとなれば、施設の中にそういう例えば機能やスタッフを入れるのか、あるいは児相が手厚くやる話なのか、その点の絵というか、それはもう人の張り付け方も含めて、あるいはさっきから出ています専門性ということでも、非常に大きな仕事だろうというふうに思っています、整理をしておく必要が、児相機能だけではなく、施設機能として必要なのかなと。

それから、見せていただいています図というのは、たたき台ということですが、そうはいつでも非常によく、それなりに考えられているなど思いながら、特に私は平成9年のときに全社協の方でのあり方検討委員会にかかわっていましたので、このあたり、議論しているところに今回の小規模化であるとか、いろいろなことが乗ってきて、ですから、ぜひこれを2つ重ねる方向でのいいものにしていただきたいなというところがあります。

ただ、そのときに、今は例えば乳児院における数の問題がありましたが、情短や児童自立支援施設のようなところにおいて、問題別に相当ユニットを考えると、あるいは個別性を考えるということでも相当動くだろうと思うので、このあたりについては本当にさっきからあるインセンティブをそこに働かせるかどうかは別としても、丁寧な検証とそれから工夫というか、それによって相当柔軟に本当に効果が上がるような方向性を考えていく必要があるのだろうと。

ただ、一方で、これは基本的にこの流れあるいは近未来像Ⅱを承認した上での話なのですが、逆に施設として一定規模の形で残していかなければいけない施設というのが、特にトリートメントスタイルの場合にはあり得るかなと。

そうしたときには、今度はケア規模は大きくなるんだけれども、中のプログラムとしては非常に個別に、あるいは専門職も相当手厚く配置してと。ですから、中は個別プログラムを目指す、ケア単位としては割合大舎が残ってしまうというような、だけれども、そこはそこで一定の予算というか、人の張り付け等々も要るのだろうというところでは、基本的に分散していく。それはそれで手当がすごく必要なわけですが、一方、残されたところの充実も、そういうところから

ないケースが多くなるかと思うので、考える必要があるだろうということ。

それから、小規模な施設になったときに、今回の長崎の事件ではありませんけれども、非行とか虐待のケースのようなものになったときに、例えば親からの攻撃であるとか、あるいはマスメディアからどう守るかというような、もうちょっと重層的な、社会から守る仕組み・仕掛けということを非常に強く意識する必要があって、実際に中でケアできるにもかかわらず、システムとしてハードウェアとしてそれが守れないので、児童福祉のチャンネルで処遇できないというような子どもたちが出てくるのは、それはまた違う話だろうというふうに思うので、例えば警察との連携であるとかいうような、ちょっと今まで議論されていたのと違う意味での社会のネットワークの中にどう位置づけるか、あるいはそのネットワークを使いやすい形でどう規定していただくかという問題があると思います。

あわせて、法的な手続というか、入所の手続あるいは退所の手続に関しても、虐待防止法の方で非常にご努力いただいているというふうに聞いておりますけれども、そういった手続に見合ったような箱ものとして考えておくという軸も必要だろうと。

最後の1点ですが、今、保証のことも言われましたが、高齢者や障害者領域では、最近、成年後見だとか、あるいは地域福祉権利擁護事業のような、もともとその家族だとか何とかだけでは支え切れないことを前提にしたようないろいろな仕組みがあるわけですが、これも加賀美委員、未成年後見のところでも言っていましたけれども、本当に自立の最後の最後まで、社会的な自立を、責任を持てるような仕組み・仕掛けというのをケアレベルだけではなくて、保証であるとか、あるいは権利擁護であるとかいう視点できちんと持たないといけない。

今日の児童相談所のチャンネルではちょっと不十分ではないかというふうに思っています、そういったようなアドボケートセンター的な視点というのは要るのかなと。たくさんですみません。

松原委員長

ありがとうございます。それでは、奥山委員にマイクをお渡しします。

奥山委員

幾つかあるんですけども、先ほど庄司先生が説明してくださいました乳幼児の虐待ケアセンターの必要性の問題なんですけれども、まだ児童相談所でも、乳幼児のアセスメント、乳幼児のケアのあり方というのはほとんど開発がなされていない部分があって、要するに一時保護が、既に乳児院ですからその間のアセスメントはないわけです。そういうことを考えると、やはり乳幼児のセンター的なものがどうしても必要になるのではないかと思います。

同時に、今の児童相談所が、ここは児童相談所のことを語る会ではないのですけれども、児童相談所がソーシャルワークとケアの問題があって、両方大変だろうと思います。どちらかという、大きい子ども児童相

談所がある程度ケアできる場所、ケアセンターみたいなものを持っていいのではないかなと思います。そこが、さっきの本体施設のいろいろな問題にも絡んでいろいろ話ができるようなところというのも必要だろうと思います。

もう一つは、西澤先生は情短の小規模化ということをおっしゃって、野田先生はトリートメントセンターとして大きいのを残しておいた方がいいのではないかなということをおっしゃっていました。その辺のところをもう少しうまく整理できないかなと思うんですけども、生活の場というのはきちんと確保されなければならないですし、子どもにとってあまりしょっちゅう変えるものではないのです。そういう意味で、生活の場があって、かつちょっと大変な子どもの生活の場として情短の小規模化というのはあっていいのだらうと思いますけれども、同時にある程度入院のような形で、そこに入所していて、半年なら半年いてまた戻れるという短期入所の場所というのも必要ではないかと思うんですね。

例えば、医療機の入院をモデルとして考えると、医療機関に入院したときに、多くの県では、入院したらもう籍がなくなるところが結構あるんですね。だから、施設の所属ではなくなってしまう。でも、何とか施設の方が「私があなたの保護者よ」ということで、医療機関の方にお見舞いに行ったり、「ケアは私たちが考えるわよ」ということで一緒にやってくれる場合とそうではない場合ではかなり違うのです、当然なのですが。

やはりこの子の生活の場所はここで、トリートメントのために少し行くような場所、しかもそれがある程度の生活の機能も持ったところという場所とそれから生活中心の施設なんだけれども、ちょっとケアの厚いところとそうではないところというところが必要になってくるのではないかというふうに思います。

兜森委員

3点ほどになるかと思いますが、少し意見を申し述べさせていただきます。

先ほど唐沢課長さんにお話しいただきました資料3の件でございますが、私どもの実態調査の数字を見ましたところ、主な相談援助の内容は子どもの進学、就労課題 52.2%を占めております。それから、子どもの行動課題、これは年齢を軸にはとっておりませんが、これも 51.6%というふうに、決して少ない数字ではございませんので、やはり 14 から 20 のところでも母子生活支援施設の役割というものはあるのだらうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、2つ目でございますけれども、私は子どもの育ちということを考えたときに、子ども同士の学びあいとか育ちあい、あるいは育てあいというパワーも大変大きいものがあるのだらうと思うんです。それを考えながら、生活の場におけるケアの連続性というものを考えたときに、やはり対象年齢の設定を考える視点の一つにしなければいけないのではないだらうかというふうに思います。

それから、3点目でございますが、これは中長期的

というよりも、非常に遠大な、いつできるかわからないという構想になるのかもしれませんが、実は児童相談所を語る会ではないというお話も先ほどありましたが、児童相談所の機能とそれから家庭福祉という基本に立った場合に、私は母子の方の仕事ということだけではなくて、婦人相談所というのがございます。つまり、先ほどの児童養護の近未来像のところに「発生するハイリスク家庭への対応」というふうなうたわられてあるのですが、これはまさにそのとおりだと思うわけです。

やはり、ファミリーを対象にした施策にならなければ、児童だったら児童、あるいは女性だったら女性とか、母子だった母子とか父子とかというような切り口だけでは、これからなかなか総合的に対応できないのではないかと思うわけです。

したがって、例えば資料4の参考1の絵を見た場合に、当初のアセスメント機関あるいは相談機関として児童相談所がありますけれども、実はこれはもっと機能を統合し、それから拡充して、具体的に言うならば婦人相談所とかいろいろな機関があると思いますが、もう一括してファミリーリスクセンターとしての機能を備えた方が有効に活用できるのではないかというふうに思うわけです。つまり、それは新たな施設体系に対応できる幅広いものになるのではないかと思います。

大変、これは唐突な考えかもしれませんが、そういう意味でいつできるかわからないというふうに申し上げましたけれども、ひとつご検討いただければと思います。

唐沢課長

1点目だけ、兜森委員がデータまで調べていただきましたので、謹んで訂正させていただきます。最初からここに字が書いてあると思って、この資料を直させていただきます。失礼いたしました。

それから、すみません、途中で私がお話するのは変なのですが、1点だけ。システム案の参考1のところ、本体施設の中に小舎制ホーム（ユニット）というページの色の部分があります。こういうところにどのくらい残すということも、今、奥山先生からお話がありましたけれども、ぜひご議論いただきたいと思っております。とても難しいお子さんですとか、あるいは対人関係群の距離を適正にとれないというお子さんもいますので、そういうご議論もぜひお願いできればと思います。

中村課長

児童相談所の件についていろいろご意見が出ておりますので、ちょっと申し上げておきたいと思うのですが、都道府県、市町村、児童相談所のありようについては児童部会の本体で今議論を進めておるところでございます。そこでこうした社会的養護の観点から、児童相談所についてこういうふうにあってほしいとか、そういうご意見がありましたら、それも少しまとめていただいて、いずれにしてもこの専門委員会の報告も児童部会の方にあげていただいて、その中で全体的な次年度の制度改正ということを考えたいと思っております。

で、そういうことでご意見がまとまるようでしたらまとめていただければ、それをまた児童部会の方でご議論していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

松原委員長

9月に児童部会も予定されておりますので。

中田委員が手を挙げていらっしゃると思いますので、次、四方委員にお話しいただきます。

中田委員

乳児院の小さなグループのことで、私は個人的には乳児3人で大人が4人くらいで、何とか頑張ってやれないかなと思っています。

それよりも、むしろそういう実験的なことをやる、あとのバックアップするスタッフの問題で、今、具体的に安達さんから話が出たから申し上げますけれども私の方では法医学をやった人、小児精神科の人、心理の実践的なケアを追求した人、それから長らく子どものところで臨床心理士の心理治療をやっていた者が今大学に行ったので、その人。それから、それにもと乳児院の職員で大学の先生になった人等で検証する機関をきちんとつくって、後で報告できるスタイルにしてやりたい。頑張って、やっても、せいぜい2年くらいかなと。3年か4年になったら費用をどうしようかと思っているようなところがありますので。

それから、こういうプログラムをやりますから、どこかでお金が出ませんかという仕組みができると非常に実験的に進むのではないかなと思っています。

児童家庭支援センターは、前回の児童福祉法の改正のときに、10カ所くらいつくるといった話があったときに感じたことですが、入所施設にとって相談援助だとか、在宅支援の仕事というのは、これからの時代の要請があって、やらなくてはいけない。ただし、社会で広く啓発をされないに進まないだろうという文章を作った記憶があります。

それと、家庭の懐の中に突っ込んでいかなければいけない。何の法的根拠もないまま今やっているわけですから、法律的な根拠がないままやっていると、トラブルになる可能性も、今のところはないようですが、少し法的な整備で、バックアップしてもらわないと児童家庭支援センターは、今後広く多機能化して、家族に対する総合的な援助機関と位置づけるのなら、そういう法的整備も必要ではないかと考えます。

それから、施設そのものにとっても、在宅支援は施設の本来機能としてやはりやる仕事かなというようなことを思います。

それから、里親さんに赤ちゃんをという話、乳児院で多少トレーニングした職員を見ていても、ゼロ歳児、1歳児を見るとというのは、病気の場合に勝負が早い。回復も早いけれども、悪くなるのも早いので、相当な覚悟が要るし、突然死症候群については相変わらずそのケアはどこにいてもできないわけですから、それも含めて、今、事故保障だとかという問題も未整備な状況ですね。措置における法的な関係が当事者間の争いになるということであれば、よほどリスクを個人的に

考えて里親さんをやらなければいけない。施設も大変なのに、里親さんだったらもっと大変ではないかなという感じがします。

それから、私も二十何年か児童施設をやってきて、里親に子どもがたくさんいた年、海外の養子縁組だけでも8名くらい出た年がありますけれども、経験的にはそれはあまり競合するものではない。

もっとも大阪市というバックにニードの多い地域があったせいかもしれませんけれども、あまり語られないことは、里親さんから何%か帰ってきますから、うまくいかなかったらアフターケア、これはアフターケアと言っていいと思うのですが、その部分も社会的にどうするのかということで、その経験のある施設は非常に少ないのではないかと思いますので、その部分も何年か小さい生活単位で経験した後、帰ってきた子どもたちというのは、また別の意味のケアのやり方があるのではないかと。以上のことを思います。

西澤委員

何もしゃべらないで行こうと思ったら、さっき唐沢課長の方から治療ユニットのどれくらいのパーセンテージを残せばいいのだというのがあったので、たまたま、今、アセスメントの研究をやらせていただいている、その中で虐待を受けた子どもたちの中でどれくらいの子が施設で強力なケアワーカーの援助のもとに何とか見ていられるという調査のデータがありまして、大体75%なんです。逆にいえば、虐待を受けた子どもの25%はいくら頑張っても今では無理だと。措置変更等というようなことを考えざるを得ないという数字が出てきていまして、これは虐待を受けていない子どもの場合だと全然違います。そういう子どもは5%しか出てきません。

そういう意味では、全体の25%、4分の1くらいが割と強力なそういったユニットで見えていかなければいけない子どもではないか。全体というのは虐待を受けた子どもという意味ですが、という資料がありましたので、参考までに。

松原委員長

四方委員、お願いします。

四方委員

幾つかあるのですが、まず先ほどから情短的なケアのできる幼児さんの問題が出ていますが、これも既に、私、たしか記憶では平成9年の末ごろに厚生労働省の方にこの問題について文書を書いたような記憶があるのですが、非常に大事なことでして、つまり早期に、本当に早くからきちんとしたケアをどれだけするかということはその子の一生の問題にかかってくるわけですし、ただ、今の情短の延長線上でできるかということ、これはできないと思います。

ですから、これは新たに体系として考えていかなければいけない問題であろうかと思っています。情短に隣接してということもあろうかと思いますが、どんな形になりますか、これはきちんと考えていかなければいけない。

それから、もう一つ、先ほどからの小舎制の問題ですが、このユニットをどうするべきかということもきちんとした検証があって考えるべき問題ですが、一つだけ言えることは、非常に重症なお子さんの場合には、小舎制ということが非常に難しいのではないのでしょうか。といいますのも、いろいろな人が代わる体制の中でお互いにチームとしてやっとならできるというのが重症な子どものケアであろうかと思えます。

小舎制で非常に小さいところでやっていますと、やる方も傷つき、また一層子どもが傷つきということの悪循環が起こる可能性を非常に含んでおります。どんな人も普通の人間でありますから、そういうことを避けられないということが一つと、仮に小舎制の児童養護施設で難しい子どもがどれくらいケアできるかということもあるのですが、実に大事なのは、そのところを少し客観的に見ていけるスーパーバイザーといいますが、この存在が欠かせないのではないのでしょうか。それをなしに人数ということではないんじゃないでしょうかと思っております。

それから、もう一つ、先ほどから出口のことが云々されておりますので少し触れたいのですが、皆さんの中でこれは当たり前のことになっているのでしょうかけれども、施設から出ていく子どもたちはそれなりに多くのハンディキャップを持っておりまして、それだけでも非常に難しいわけなんですけど、もう一つ、頭の中にきちんと私たちが持っていなければいけない視点としては、やはりこの社会に出ていく20歳前後というのは、いわゆる精神的にいろいろな混乱を招きやすい好発年齢なんですね。このことは、児童自立援助ホームを担っていらっしゃる方が最もよくご存じだと思うのですが、精神的な混乱が非常に大きくなって、病的な水準まで至る子どもの中にはいるかと思えます。

ですから、社会的養護として本当に基盤の中でどこまでやれるかというのは、先ほど加賀美先生のご説明で、それはそのとおりなんですけれども、しかしできない部分というのはあるわけで、そのためには出ていった子どもたちを支援する施設といいますが、機能を何とか福祉施設の延長の中で考えていただきたいと思っています。

松原委員長

ありがとうございました。加賀美委員、お願いします。

加賀美委員

四方先生のお話、そういう機能が同時に必要だということはそのとおりだと思います。

全然また違うわけですけども、先ほど奥山先生のところでお話があった、小規模の施設の基本とするところについて、未来像のところでは小規模化というふうに申し上げているところは、子ども一人ひとりにとっての居場所、生活の場というふうなものをまず小さい形で保障するというのが基本だということに立った上で、それからその治療の問題や何かの枠組みもそれを担保するものとして併設していくというふうな議論をしてきたところなんです。

つまり、すべての子どもについては、生活をする自分の居場所をきちんと保障する、それが基本だということ、個別化と小規模化の議論をしてきたところなので、そのこともあえて申し上げておきます。

松原委員長

武田委員、お願いします。

武田委員

資料3と4でちょっと考えていただきたいのは、青年という層の枠をつくっていただいたからには、やはりここには自立援助ホームを、一番上の欄だけでも結構ですけれども、対象としているということで、制度上は認める・認めないという問題があるかもしませんが、実情としては20歳前後の人たちを見ている自立援助ホームがあるということなので、ここには入れていただきたいということです。

それから、資料4の方に、自立援助ホームが里親とか、養護施設を経由してくるというふうな図になっていますけれども、もちろんそういう場合もありますが、そういうところで育った子どもが結果として児相とか家裁から来るということなので、そういう意味では入れていただくのは非常にいいのですけれども、どこにどういうふうに図解するかということについては、ちょっと誤解をされないようにしていただけたらというふうに思いました。以上です。

松原委員長

おっしゃっている意味は、在宅でいて、自立援助ホームに、最初の施設が自立援助ホームだという、そういう青年たちもいるという部分ですね。ちょっとイメージでつくりましたので、なかなかうまく表現できていないのですが、そのことはよくわかります。中田委員、お願いします。

中田委員

ちょっと小さいか、考え方とすれば大きいのだと思うんですが、技術的なことを言いますと、今、全国の施設、いろいろ小規模化ということになると、現在も既に改築がはじまったり、鉄筋化されたものがまた建て直さなければいけない時期にあるのですが、見ていると大体入り口が一つで中で分かれるような施設の設計はだめだと私は思うのです、外から個別に入れるようにしないと。

それで在宅支援をやれということになると、外の人施設の子どものプライバシーを侵して入ってくるという、対外的な交流をやらうとすればするほど、そういう形になるので、入り口は生活単位ごとに要ると私は思っています。設計そのものの段階から、基本的にそういうことを考えないといけないのではないかなと。

直す場合はそうはいきませんけれども、新たにつくるのに、また入り口一つで、その中で分かれて、外の訪問者も外来者も一緒というふうなところが残念ながらまだ見受けられるので、そういうことも考えていただきたいと思っています。

唐沢課長

きょうでなくても構いませんけれども、ユニットの話ですね。今、中田委員からもちょっとお話がありましたけれども、どうなっていればユニットなのかと。どういう条件を満たしていればユニットなのか、またこれから後ご議論いただきたいと思います。

松原委員長

では、加賀美委員。

加賀美委員

先ほどもちょっと申し上げたのですが、入り口が一つあって、それぞれ一つあって、その中で衣食住の生活が一応営まれる仕組みがその中にあるというものを一つのユニットとして、それを幾つか併設するという形で一応のところはユニットと考えています。

つまり、いわゆる従来あった小舎制というようなものもそれに含まれるのかと思いますけれども、現状では大舎のものをもし改築をしていくというか、改修していくプログラムをもし考えるのであれば、そういう形態を考えた改修の方法をまず一つとっていくというようなイメージもあるのかなというふうに思います。

松原委員長

奥山委員、どうぞ。

奥山委員

先ほど四方先生がこのままでは乳幼児はみれないという話がありました。そこで、今後の議論の流れなんですけれども、理想像を出した上で、どこをどういうふうにステップを踏んでいったら、これに近づけるのかという議論が最終的に必要で、そこまで私たちは議論する責任があるのではないかとこのように思います。

松原委員長

冒頭、事務局から説明していただいたように、これが来年できるとか、再来年できるというようなものではないですから、ただ事務局と打ち合わせをしていて、かつての児童福祉審議会、今の児童部会というところでこういう問題を話し合う機会というのは割合なかったということで、議論ができていくというのはこれもすごいことだと思いますし、やはり主な検討課題というのも議論してきたこともありますので、当面、できること、それからどういふステップを刻んでいくべきなのか、それからまさに目指すべき方向性というような形で、やはり少し区分けをしながら議論してまとめていくことにはなるのではないかと思います。それで議論したいのですが、ちょうど5時なので、

時間が来ましたので、きょうはこのくらいところで閉じさせていただいて、今後のこともありますので、少し唐沢課長の方からご発言をいただきたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

唐沢課長

それでは今後のことについて、少しご相談申し上げ

たいと思います。

まず、きょうまでで検討項目に沿って何度かご議論いただきました。なお、ご検討していただく必要なところがたくさんございますけれども、とりあえず、一応、とりまとめに向けまして、論点を整理したものを次回は資料としてお出ししたいと思ひます。この検討項目だけということではなくて、いろいろご意見が出ましたので、それを少し整理をしたものを、どう整理するか、まだ私どもも考えさせていただきますが、とりまとめに進めていけるように資料を事務局の方でつくらせていただきたいと思ひます。

それから、2つ目は9月中にまとめたいというふうに申し上げましたけれども、なかなか日程的に厳しいので、少し月をまたぐことに多分なると思ひますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。大変盛り沢山の議論になっておりますので。

あと2つだけご相談させていただきます。整理をする際には、私どもの固有の問題もございませぬけれども、きょうのこれまでのご議論をお伺ひしていると、例えば未成年後見の問題というのはこれは民法との関係で法務省の関係が大変深い問題でございませぬので、そういうものについては他のところにも働きかけるといふことも意見の中に必要な部分がございますので、そういうものをまたご議論していただきたい。

それから、医療との関係ということで申しますと、やはり根本的には児童精神科といひますが、そういうものを担う医師の養成ですとか、あるいは医療職の養成をどういふふうにしていくかということもやはり働きかけていくな事柄でございませぬので、そういうものも含めてまた整理してご議論いただけたらと思ひしております。

ということで、少し整理した資料をもとにさらにとりまとめに向けて議論に入らせていただきたいと思ひます。

もう一点、お願ひしたいと思ひしております。きょうのご議論の中でも里親の制度、システムに関するご意見をたくさんいただきましたけれども、実は私どもの方で里親会の方の皆さんにいろいろご意見をお伺ひしましたときに、ぜひ自分たちも意見を述べさせていただければありがたいというお話もございましたので、次回、できれば冒頭の方で30分ほどお時間をいただきまして、里親の方に来ていただいて、意見交換をするようなお時間をいただければと思ひしております。以上でございます。

松原委員長

ということで、なかなか予定どおりには終わらない、もう少しご議論にもおつきあいをいただくというか、回数を少し延長させていただいて、大切な議論ですので、十分議論を尽くしたいと思ひしております。

きょうはこれで終了させていただきますが、次回第5回委員会の確認を事務局からお願ひいたします。

事務局

第5回の専門委員会9月19日(金)14時から本日と同じ5階の共用第7会議室にて開催を予定しており

ます。委員の皆様には改めて開催のご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、冒頭、事務局からの資料の確認をお願いいたしましたが、事務局以外から資料が提出されております。安達委員と加賀美委員の資料は先ほどご説明のあったとおりでございますが、**里親会の方から養育里親からの意見書、『こんにちは！通信』が2種類、『里親委託促進のあり方』、庄司委員から日本子ども家庭総合研究所紀要という、『グループホームの現状と課題(1)』**が出ております。以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。それでは、定刻5分ほど回りましたけれども、きょうの委員会の閉じさせていただきますたいと思います。どうもありがとうございました。

松原委員長

29日の件、どうしますか。一応、決定ですか。

事務局

場所はとれましたので、午前中10時から12時というところでお願いしたいと思います。

松原委員長

どうもありがとうございました。

- 以上 -

(照会先)厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03-5253-1111 (内線7889)

(担当)指導係